

令和 6 年度 事業所税 申告の手引

春日井市

事業所税の申告書及び納付書等の様式は、春日井市公式ホームページよりダウンロードできます。申告の際にご活用ください。

詳細は春日井市公式ホームページにて「事業所税」でキーワード検索をしてください。

春日井市公式ホームページ <https://www.city.kasugai.lg.jp/>

目 次

I 事業所税の概要

- 1 事業所税とは…………… P 1
- 2 事業所税の課税団体…………… P 1
- 3 事業所税の構成…………… P 3
- 4 事業所税のしくみと流れ…………… P 4

II 事業所税の課税標準等

- 1 課税対象…………… P 5
- 2 納税義務者…………… P 5
- 3 課税標準…………… P 7
- 4 税率…………… P 12
- 5 免税点…………… P 12
- 6 非課税…………… P 16
- 7 課税標準の特例…………… P 16
 - 倉庫業における営業用倉庫の特例控除について…………… P 17
 - 休止施設の取扱いについて…………… P 18
- 8 減免…………… P 19
- 9 共同事業及び共同事業とみなされる事業…………… P 20
- 10 事業所税の申告と納付…………… P 26
- 11 申告に必要な書類…………… P 29

III 別表

- 1 非課税対象施設一覧表…………… P 30
- 2 課税標準の特例対象施設一覧表…………… P 45
- 3 減免対象施設等一覧表…………… P 49

IV Q & A…………… P 52

V 事業所税の税額計算例…………… P 64

VI 事業所税申告書等記入例…………… P 73

VII 特に誤りやすい点 まとめ…………… P 87

I 事業所税の概要

1 事業所税とは (法 701 の 30、法 701 の 73、令 56 の 82)

事業所税は、人口 30 万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、人口・企業が集中し、都市環境の整備を必要とするこれらの都市の行政サービスとその所在する事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）との受益関係に着目して、事業所等に対して課する目的税で、主に次のような事業に充てられます。

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) その他、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で次に掲げるもの
 - ア 都市計画法第 12 条第 1 項各号に掲げる事業
 - イ 市場、と畜場又は火葬場の整備事業
 - ウ 一団地の住宅施設（住宅に附帯する通路その他の施設を含む。）の整備事業
 - エ 流通業務団地の整備事業

事業所税は、申告納付制度になっています。納税義務者である方が、自らその事業所等の内容を申告し、算出した税額を納付していただくことになります。

事業所等において事業を行う者を納税義務者とし、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割から構成されています。

また、中小零細企業の負担をなくすため、免税点制度が設けられています。

税率は一定税率で、資産割は事業所床面積 1 平方メートルにつき 600 円、従業者割は従業者給与総額の 100 分の 0.25 とされています。

2 事業所税の課税団体

事業所税の課税団体は、東京都、政令指定都市、首都圏整備法に規定する既成市街地又は近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市、及び人口が 30 万人以上の市のうち政令で指定するものと定められており、令和 6 年 4 月 1 日現在で次の 77 団体となっています。

- (1) 東京都（特別区の存する区域）（法 735）

(2) 指定都市（法 701 の 31①(1)イ）

札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(3) 首都圏整備法の既成市街地を有する市（法 701 の 31①(1)ロ、首都圏整備法施行令第 2 条）

川口市、武蔵野市、三鷹市

(4) 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市（法 701 の 31①(1)ロ、近畿圏整備法施行令第 1 条）

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

(5) 人口 30 万人以上の市のうち政令で指定するもの（法 701 の 31①(1)ハ、令 56 の 15）

旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

3 事業所税の構成

区 分		資 産 割	従 業 者 割
課 税 対 象		事業所等において法人又は個人の行う事業	
納 税 義 務 者		事業所等において事業を行っている法人又は個人	
課 税 標 準	法人	事業年度終了の日現在の 事業所床面積	事業年度中に支払われた 従業者給与総額
	個人	その年の12月31日現在の 事業所床面積	その年中に支払われた 従業者給与総額
課 税 標 準 の 算 定 期 間	法人	事業年度	
	個人	1月1日～12月31日	
税 率		事業所床面積 1㎡につき600円	従業者給与総額の 0.25%
免 税 点 ※1		市内事業所等の床面積の 合計が1,000㎡以下	市内事業所等の従業者数の 合計が100人以下
非 課 税		人的非課税（国、公共法人等）及び 用途非課税（福利厚生施設、消防用施設等）等	
課 税 標 準 の 特 例		人的特例（協同組合等）及び 用途特例（港湾施設、ホテル等）等	
納 付 方 法		申告納付	
申 告 ・ 納 付 期 限	法 人	事業年度終了の日から2か月以内 ※2	
	個 人	翌年の3月15日まで	

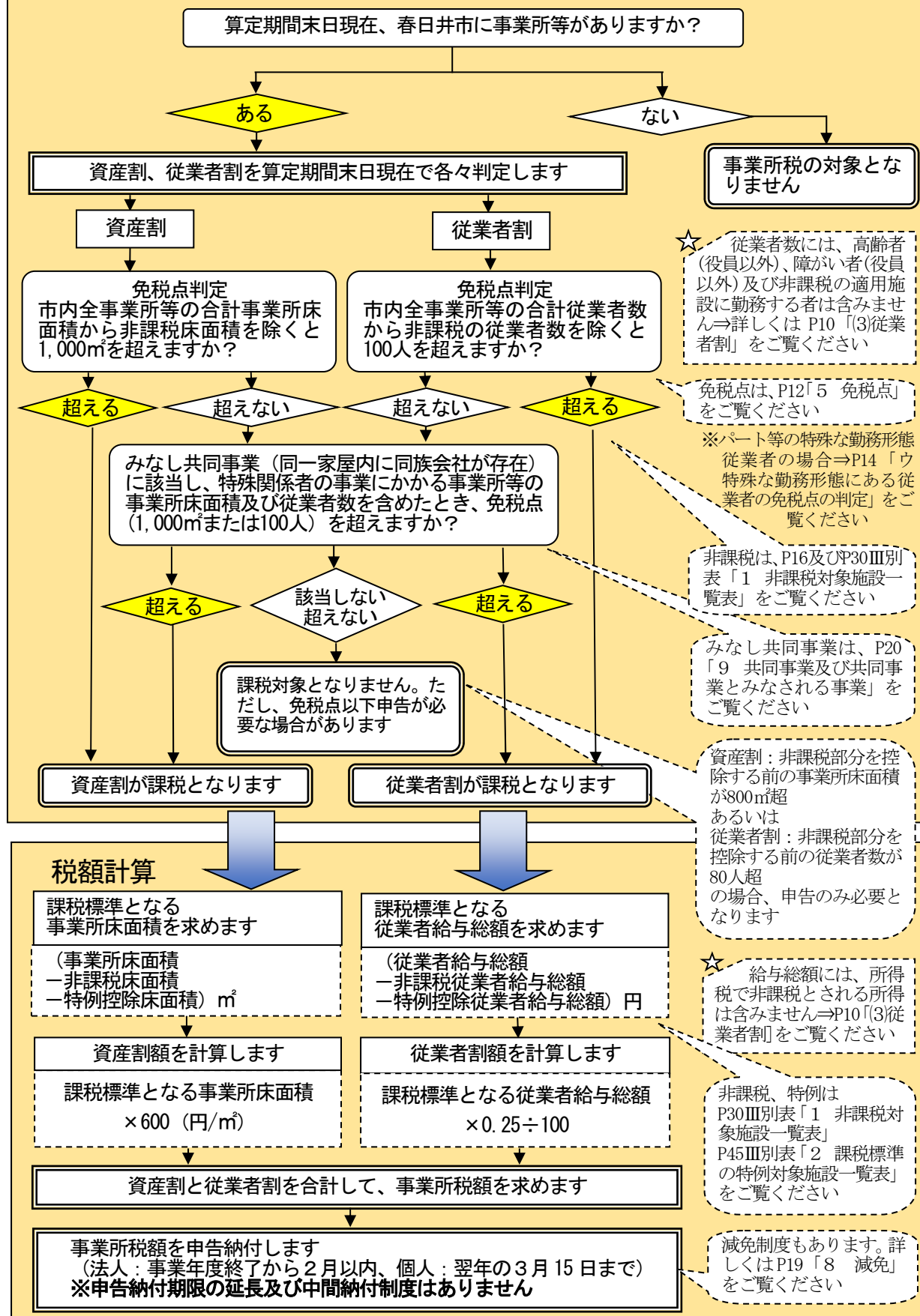
※1 免税点以下の事業所等は課税されません。（基礎控除値ではありません。）ただし、要件により申告書の提出の必要がある事業所等もあります。

同族会社等が同一家屋内で事業を行っている場合、同族会社の事業所床面積や従業者数を合計することがあります。（P20「9 共同事業及び共同事業とみなされる事業」参照）

※2 事業所税については、法人税・法人住民税において適用される申告期限の延長申請の制度はありません。

4 事業所税のしくみと流れ

免税点判定（納税義務の有無の確認）



Ⅱ 事業所税の課税標準等

1 課税対象（法 701 の 32①、通知（市）第 1 章第 1 節 6、通知（市）(3)、条 131①）

事業所税の課税対象は、事業所等で法人又は個人の行う事業です。

- (1) 事業所等とは、自己の所有に属するものであるか否かに関わらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。（事務所、店舗、工場等のほか、これに付属する倉庫、材料置場、屋内駐車場等も事業所等の範囲に含みますが、社宅、社員寮等の住宅は含みません。）

なお、事業所等の範囲については、次の点に注意してください。

ア 人的設備がない施設（無人倉庫等）であっても、市内又は市外に管理する事務所等があれば、その管理に属する事業所等（人的設備がある施設）として取り扱われます。

イ 設置期間が 2～3 月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は、事業所等として取り扱われません。

ウ 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が 1 年未満のものは、事業所等として取り扱われません。

- (2) 事業とは、物の生産、流通、販売又はサービスの提供など、個人、法人その他の団体が行うすべての経済活動をいいます。また、事業所等で行われる事業とは、事業所等の家屋又は事業所の敷地内で行うものに限らず、セールス活動のように事業所の外で行われるものも含まれます。

2 納税義務者（法 701 の 32①、条 131①）

春日井市内に所在する事業所等で事業を行う法人又は個人です。

この場合、納税義務者の認定に当たっては、次の点に留意してください。

(1) 実質課税（法 701 の 33）

法律上事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上事業を行っていると認められる場合は、当該他の者が納税義務者となります。

(2) 資産割の納税義務者

資産割については事業所床面積が課税標準となることから、所有権の帰属に関わらず、その事業所等の家屋を使用して事業を営んでいる者が納税義務者となります。

(3) 貸しビル等（法 701 の 52②、条 138②、通知（市）(4)ア）

貸しビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者が納税義務者となります。しかし、次の場合にご留意ください。

ア 貸しビル等の入居者は、一般的には貸しビル等の所有者との間に結んだ賃貸借契約にお

ける賃借人となりますが、賃貸借契約上の賃借人と実際の当該貸しビル等の使用者（転貸による賃借人など）が異なる場合は、実際の当該貸しビル等の使用者が納税義務者となります。また、賃貸借契約によらない無償賃貸の場合でも、実際の使用者が納税義務者となります。

イ 貸しビル等の所有者等が、当該貸しビル等内に所有者等の事業所等（管理室、管理用品倉庫など当該ビルの管理のための施設）を設置している場合は、その事業所等の所有者等は事業者（納税義務者）となります。

ウ 貸しビル等の空き室部分は、現に事業所等の用に供されていないので、課税対象にはなりません。

エ 同一の貸しビル等で2以上の事業所が事業を行う場合、同ビルにおける共用部分の面積は、それぞれの事業所の専用部分の床面積（賃貸借契約上の床面積）に応じてあん分した面積がそれぞれの事業所床面積となります。

※ 貸しビル等の所有者は、当該貸付部分については納税義務者とはなりません。ただし、貸しビル等の所有者は「事業所用家屋貸付申告書」を提出してください。

(4) 従業者割の納税義務者（法 701 の 40①）

従業者割の課税標準は、春日井市内の事業所等で課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額です。従業者に対して給与等を支払っている事業者が納税義務者となります。一の事業所等で給与等を負担する者が異なる従業者が混在している場合は、それぞれ事業者が給与等を負担する従業員について納税義務者となります。

※ 労働者派遣事業による派遣社員にかかる従業者割は、派遣先ではなく派遣元である人材派遣会社が納税義務者となります。

(5) 共同事業にかかる連帯納税義務（法 10 の 2①）

共同事業である事業に対して課される事業所税については、当該事業を行う者すべてが連帯して納税義務を負います。

(6) 共同事業とみなされる事業（法 10 の 2①、法 701 の 32②、令 56 の 51②、令 56 の 75②、条 131②）（P20「9 共同事業及び共同事業とみなされる事業」参照）

特殊関係者を有する者の事業と特殊関係者の事業が同一の家屋で行われている場合には、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。共同事業とみなされる場合は、これらの者が連帯して納税義務を負うことになります。

(7) 清算中の法人（通知（市）(4)ア）

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲において納税義務者となります。

(8) **人格のない社団等**（法 701 の 32③、条 131③）

人格のない社団等は法人とみなされ、法人に関する規定が適用されます。

3 課税標準（法 701 の 40、法 701 の 46②、法 701 の 47②、条 132）

(1) **課税標準の算定期間**

課税標準の算定期間は法人、個人の区分に応じ、次の期間をいいます。

ア 法人（法 701 の 31①(7)）

各法人の事業年度（法 72 の 13 に規定する事業税の事業年度と同じです。）

イ 個人（法 701 の 31①(8)）

下記のいずれにも該当しない場合 …… 1月1日から12月31日まで

年の途中で事業を開始した場合 …… 開始の日から12月31日まで

年の途中で事業を廃止した場合 …… 1月1日から廃止の日まで

年の途中で事業を開始し廃止した場合 …… 開始の日から廃止の日まで

※ この場合の月数は暦によって計算します。1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。

(2) **資産割**（法 701 の 31①(2)(4)(6)、令 56 の 16）

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日における春日井市内に所在する各事業所等（事務所・店舗・工場・倉庫等）の床面積を合計したものです。

ア 事業所床面積の計算方法

事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積（共用床面積を含む各階床面積の合計）をいいます。その算定にあたっては、事業所用家屋の各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートル（㎡）を単位として計算します。（1㎡の100分の1未満は切り捨てます。）

事業所用家屋とは、固定資産税における家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。また、家屋とは固定資産税における家屋（法 341(3)）をいいます。したがって、不動産登記法上の建物の概念と同意義であり、建物登記簿に登録されるべき建物（登記の有無は問いません。）をいいます。

賃貸物件で事業を行う場合は、賃貸借契約上の床面積が事業所床面積の専用部分に該当します。家屋の一棟全てを使用している場合以外は、原則として共用部分（下記参照）があります。共用部分の面積については、ビルのオーナー、賃貸人等にお問い合わせのうえ、共用部分の計算書（第 44 号様式別表 4）を作成して事業所税申告書に添付してください。

イ 他の事業を行う者との共用部分がある場合

2以上の事業所が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらに係

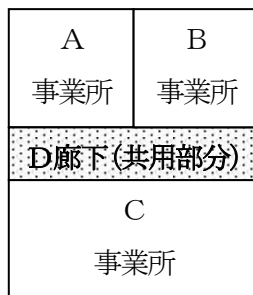
る共同の用に供する部分（共用部分）がある場合の各事業所の床面積は、次の算式により求めます。

$$\text{当該事業所の床面積} = \frac{\text{当該事業所の専用部分の床面積}}{\text{専用部分の床面積の合計}} \times (\text{当該事業所の専用部分の床面積} + \text{共用部分の床面積})$$

※ 専用部分とは、専ら事業所等として使用する部分（住宅にあっては専ら居住の用に供する部分）をいいます。

※ 共用部分とは、専用部分に係る廊下、階段、エレベーター等共同の用に供する部分を行い、物理的、構造的に共同して使用できる部分の全てが含まれます。

【例１】同一建物内に２以上の事業所等があり、共用部分がある場合

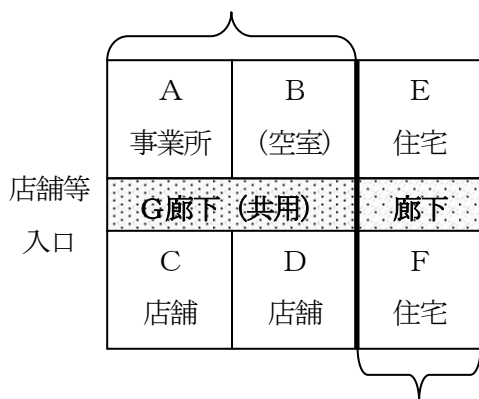


A事業所の事業所床面積は

$$A + D \times \frac{A}{A + B + C} \text{ となります。}$$

【例２】同一建物内に事業所等と住宅等があり、それぞれに共用部分がある場合

※ 事業を行っている部分の床面積のみが課税対象となります。



店舗等の部分（A、B、C、D）の
A事業所の床面積は

$$A + G \times \frac{A}{A + B + C + D} \text{ となります。}$$

※ 住宅部分は課税対象ではありません。

ウ 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の特例(法701の40①、通知(市)(6)(ア))

6月決算や決算期を変更した法人、年の中途中で事業を開始又は廃止した個人など、課税標準の算定期間が12月に満たない場合は、次の算式で算定（月割計算）を行います。

なお、この場合の月数は暦に従って計算します。また、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。（法701の40③、条132③）

$$\text{課税標準となる事業所床面積} = \frac{\text{算定期間末日現在の事業所床面積}}{12} \times \text{算定期間の月数}$$

エ 課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合の月割計算

(ア) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等（法 701 の 40②(1)、条 132②(1)）

$$\text{課税標準となる事業所床面積} = \frac{\text{算定期間末日現在の事業所床面積}}{\text{算定期間の月数}} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(イ) 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等（法 701 の 40②(2)、条 132②(2)）

$$\text{課税標準となる事業所床面積} = \frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}} \times \frac{\text{廃止の日における事業所床面積}}{\text{算定期間の月数}}$$

(ウ) 課税標準の算定期間の中途において新設され、当該課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等（法 701 の 40②(3)、条 132②(3)）

$$\text{課税標準となる事業所床面積} = \frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}} \times \frac{\text{廃止の日における事業所床面積}}{\text{算定期間の月数}}$$

新設、廃止の取扱いについて（法 701 の 40①）

事業所（支店、営業所等）の新設・廃止とは、事業所単位の開業・廃業をいい、事業期間を月割して税額を算定します。一区画の敷地内に存在する一事業所における事業所床面積の拡張・縮小（事業用建物の増築や取壊し）の場合は月割課税を行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が課税標準となります。

また、事業所（支店、営業所等）が課税区域外から転入してきた場合は事業所の新設として取り扱い、課税区域外へ転出した場合は、事業所の廃止として取り扱います。

※ 事業期間開始日に新設された事業所等は、当該事業期間を通して事業を行うため、事業期間の中途に新設した事業所として取り扱いません。

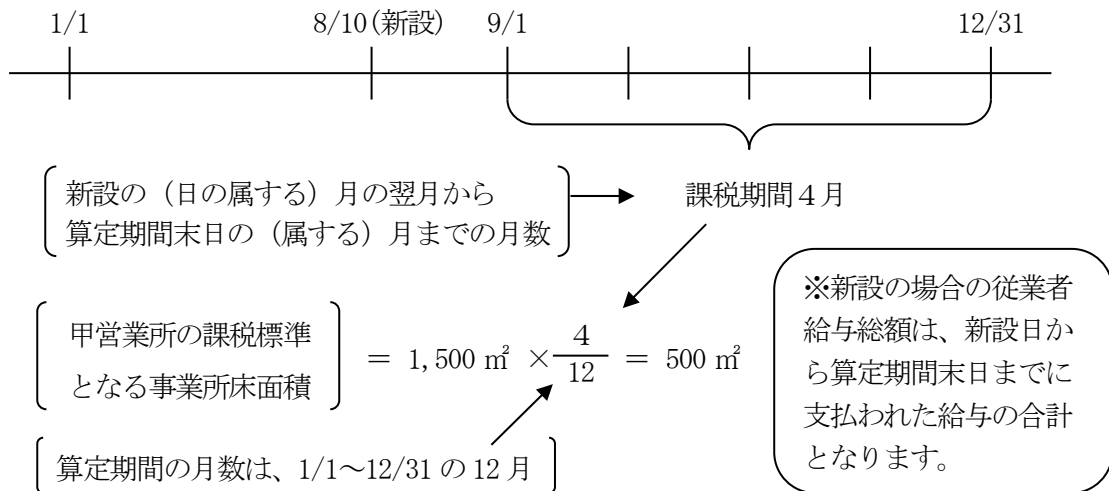
※ 事業所の新設日・廃止日は、営業開始日（オープンの日）・終了日ではなく、当該業務の準備期間等を含みます。

※ 賃貸物件で事業を行う場合、事業所の新設日・廃止日は、原則として賃貸借契約期間の開始日・終了日となります。

※ 事業所の新設・廃止をした際は「事業所等新設・廃止申告書」を当該事由が生じた日から 60 日以内に提出してください。

【例1】事業所等の新設した場合の月割計算

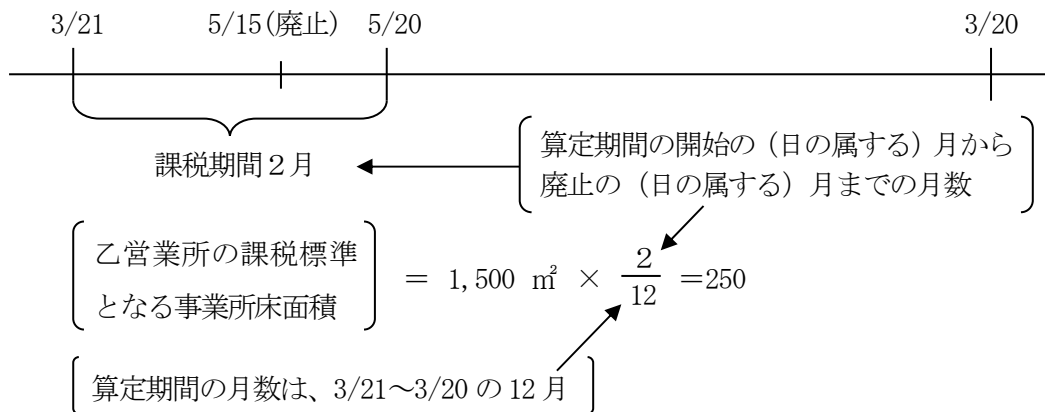
A社(12月31日決算)は、事業年度中途の8月10日に甲営業所(1,500㎡)を新設した。



【例2】事業所等を廃止した場合の月割計算

B社(3月20日決算)は、事業年度中途の5月15日に乙営業所(1,500㎡)を廃止しました。

なお、B社は算定期間の末日現在、春日井市内の事業所床面積の合計が免税点(1,000㎡)を超えています。



(3) 従業者割 (法701の31①(3)、法701の40①)

従業者割の課税標準は、春日井市内の事業所等において、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額です。

ア 従業者給与総額

従業者給与総額とは、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われる給与等の合計をいいます。従業者は役員、一般の従業者、出向者、臨時従業者等です。ただし、次の従業者に支払われる給与等は従業者給与総額には含めません。

(ア) 65 歳以上の高齢者及び障がい者（法 701 の 31①(5)、法 701 の 31②、令 56 の 17(1)、令 7 (2)～(7)）

役員以外で、65 歳以上の高齢者、住民税において障害者控除の対象となる障がい者及び障害者職業センター等の判定による知的障がい者に支払われた給与等は非課税となり、課税標準となる従業者給与総額には含まれません。

なお、65 歳以上の高齢者又は障がい者であるかどうかの判定は、給与等の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日（＝判定日）の現況によります。判定日において 65 歳以上の高齢者又は障がい者に対して支払われる給与等については、従業者給与総額に含まれません。

例えば、7 月 16 日から 8 月 15 日までの期間の給与を 8 月 25 日に支給する場合には、8 月 15 日（従業者給与の計算の基礎となる期間の末日）現在において、65 歳以上の高齢者及び障がい者に該当していれば、8 月 25 日に支給される給与等から控除対象となります。

(イ) 雇用改善助成対象者（法 701 の 31①(5)、法 701 の 31②、令 56 の 17 の 2、規 24 の 2）

雇用改善助成対象者とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 高年齢者、障がい者その他、就職が特に困難な者の雇入れの促進に関する助成（特定求職者雇用開発助成金）に係る者のうち、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者
- ② 作業環境に適応させるための訓練を受けた者のうち、公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者
- ③ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の雇入れの促進に関する助成（就職促進給付金）に係る者のうち、雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者

雇用改善助成対象者に支払われた給与等については、その 2 分の 1 に相当する額は課税標準となる従業者給与総額に含まれません。

なお、雇用改善助成対象者に該当するかどうかの判定は、（ア）と同様です。

イ 従業者給与総額の範囲（法 701 の 31①(5)、通知（市）(6)イ）

(ア) 従業者給与総額に含まれるもの

従業者給与総額は、原則として所得税法上給与所得となる給与額であり、俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当及び所得税の取扱い上課税とされる通勤手当・現物給与等が含まれます。また、事業専従者の場合は、その者にかかる事業専従者控除額が従業者給与総額に含まれます。

(イ) 従業者給与総額に含まれないもの

従業者給与総額には、退職給与金、年金、恩給、所得税の取扱いの上で非課税とされる通勤手当等は含まれません。また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で、所得税の取扱いの上で給与所得に該当しないものは含まれません。

4 税率 (法 701 の 42、条 134)

事業所税の税率は次のとおりです。

(1) 資産割

事業所床面積 1 m²につき 600 円

(2) 従業者割

従業者給与総額の 100 分の 0.25

5 免税点

事業所税の免税点の判定は、資産割と従業者割とでそれぞれ個別に判定することになります。例えば、資産割が免税点を超え、従業者割が免税点以下である場合には、資産割だけが課税されることになります。

(1) 免税点 (法 701 の 43①、条 135、条 137③)

ア 資産割

春日井市内の合計事業所床面積が、1,000 m²以下である場合は課税になりません。

イ 従業者割

春日井市内の合計従業者数が、100 人以下である場合には課税になりません。

※ただし、免税点以下であっても次の①～③のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

- ① 前事業年度又は前年の個人にかかる課税期間において、事業所税の税額があった場合
- ② 課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在する事業所等の床面積（非課税部分床面積含む。）の合計が 800 m²を超える場合
- ③ 課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在する事業所等の従業者数（非課税にかかる従業者数も含む。）の合計が 80 人を超える場合

(2) 免税点の判定 (法 701 の 43③)

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割、従業者割それぞれについて行います。資産割にあつては非課税部分の床面積、従業者割にあつては非課税にかかる従業者数をそれぞれ除いて免税点の判定を行います。

(3) 共同事業にかかる免税点判定

ア 共同事業を行っている場合の免税点

P20「(1) 共同事業（共同事業とみなされる事業を除く）」を参照してください。

イ 共同事業とみなされる事業を行っている場合の免税点

P20「(2) 共同事業とみなされる事業（みなし共同事業）」を参照してください。

(4) 免税点判定上の留意事項

ア 課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合（法701の43③）

課税標準の算定期間の末日時点の床面積により免税点の判定を行います。従って、資産割の課税標準の算定と異なり、事業所床面積の月割計算は行いません。

イ 従業者数に著しい変動がある場合（法701の43④、令56の73）

課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等（※）については、次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

$$\text{従業者数} = \frac{\text{算定期間に属する各月末日現在における従業者数を合計した数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

※ 従業者数に著しい変動がある事業所等とは、一の事業所等の単位で課税標準の算定期間の各月の末日現在における従業者数のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の2倍を超える事業所等です。（算定期間の途中で廃止された事業所等は除く。）

ウ 特殊な勤務形態にある従業員の免税点の判定

事業者との雇用関係を考慮の上、実態に応じ、次表のとおり取り扱います。

従 業 者		免税点の判定	課 税 標 準
出 向 ※ 1	出向元が給料を支払う	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う※2	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める
日々雇用等の臨時の従業員 (アルバイト) ※3		従業員に含める	従業員給与総額に含める
パートタイマー ※4		従業員に含めない	従業員給与総額に含める
役 員 ※ 5	使用人兼務役員	従業員に含める ※6	従業員給与総額に含める ※7
	無給の役員	従業員に含めない	—
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める
	非常勤の役員	従業員に含める	従業員給与総額に含める
休職中の従業員		算定期間中、給与等が一度でも支払われている場合は、従業員に含める	従業員給与総額に含める
中途退職者		従業員に含めない	退職時までの給与等は従業員給与総額に含める
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は従業員に含める	所得税法上の給与等は従業員給与総額に含める
外国又は課税区域外への派遣、長期出張 ※8		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
派遣法に基づく派遣労働者 ※9		派遣元の従業員に含める	派遣元の従業員給与総額に含める
常時船舶の乗組員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
専ら非課税施設に勤務する従業員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
課税施設と非課税施設の兼務従事者 ※10		課税標準の算定期間の末日において課税施設にかかる事業に従事している場合は従業員に含める	課税施設に従事していた分にかかる給与は従業員給与総額に含める

- ※1 「出向」とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。
- ※2 「出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う」とは、出向先の会社が支払う経営指導料等が法人税法上給与として取り扱われる場合をいいます。(法人税法基本通達9-2-45)
- ※3 「アルバイト」とは、一般的に短期間の雇用期間を定めて労務を提供する雇用関係の臨時雇いの短期間労働者(臨時従業員)をいいます。
- ※4 「パートタイマー」とは、形式的な呼称でなく勤務の状態によって判定されるものであり、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)第2条に規定する短時間労働者のうち、従業者給与の計算の基礎となる期間において、所定労働時間が正規従業者の4分の3未満である者をいいます。
- ※5 役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人等のほか、相談役、顧問その他これに類する者で法人の経営に従事している者をいいます。
- ※6 役員及び使用人兼務役員について、兼務の事業所等が課税区域内と課税区域外に所在する場合には、当該役員の勤務すべき場所は兼務にかかるそれぞれの事業所等であると考えられますので、免税点の判定上はそれぞれに含まれることになります。
- ※7 課税標準については、使用人としての給与は勤務地の従業者給与総額に含め、役員報酬は本社の従業者給与総額に含めます。役員としての給与(役員報酬)と使用人としての給与(従業者給与)が経理上明瞭に区分され、当該役員が65歳以上である場合は、役員としての給与のみ従業者給与総額に含めます。
- ※8 「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。なお、所得税の源泉徴収の取扱い上、海外へ出張又は派遣により非居住者の認定を受けた場合は、非居住者の認定にかかる期間中、従業者又は従業者給与総額から除きます。
- 「出張」とは、企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。
- ※9 「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」をいいます。「派遣」とは、派遣法の労働者派遣をいい、自己の雇用する労働者を当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮・命令を受けて当該他人のために労働に従事させるものをいいます。なお、課税区域外へ派遣されている職員は、免税点の判定では含めず、その期間中に支払われた給与についても従業者給与総額から除きます。
- ※10 課税標準の算定期間の中途における用途変更により、課税施設であった期間と非課税施設であった期間とを有する場合には、課税施設であった期間にかかる給与等を従業者給与総額に算入します。

6 非課税

(1) 非課税の範囲（法 701 の 34①～⑤、令 56 の 22～46）

事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税とがあります。

具体的にはⅢ別表の 1「非課税対象施設一覧表」（P30～）のとおりです。

なお、用途非課税については、直接非課税の用途に供される施設のみが非課税の対象とされます。このため、廊下、階段等の共用部分は防災施設等に係る非課税を除き、原則として非課税が適用されません。（例 非課税施設となる社員食堂に通じる廊下や階段は課税標準床面積に算入します。）

(2) 非課税の適用

ア 非課税の判定（法 701 の 34⑥）

非課税の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により非課税判定を行います。

イ 非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の算定（令 56 の 49）

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者にかかる課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額をあん分します。ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

ウ 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合の事業所床面積の算定（法 701 の 34⑦、令 56 の 23）

収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合において、事業所等の事業所床面積もしくは従業者給与総額について、非課税規定の適用を受けるものと受けないものを区分することができないときは、法人税法施行令第 6 条の規定による区分経理の方法に基づき、それぞれの非課税規定の適用を受けるものを算定します。

7 課税標準の特例

(1) 課税標準の特例の範囲（法 701 の 41①②、条 133）

事業所税には、非課税と同様に人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例とがあります。具体的には、Ⅲ別表の 2「課税標準の特例対象施設一覧表」（P45～）の各号に掲げる施設にかかる事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。なお、課税標準の特例については、これらに掲げる用途以外の用途に供される場合は特例対象となりません。

(2) 課税標準の特例の適用

ア 課税標準の特例の判定 (法 701 の 41③)

課税標準の特例規定の適用についての判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により課税標準の特例の判定を行います。

イ 特例規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の算定

(法 701 の 41④、令 56 の 67)

特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者にかかる課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。

ウ 課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位 (令 56 の 71、令附 16 の 2 の 10)

Ⅲ別表の 2 「課税標準の特例対象施設一覧表」(P45～) に掲げた課税標準の特例規定のうち 2 以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。

適用順位	適用条項
1	法 701 の 41① (Ⅲ別表の 2 「課税標準の特例対象施設一覧表」 第 1 号～第 19 号：P45～)
2	法 701 の 41② (Ⅲ別表の 2 「課税標準の特例対象施設一覧表」：P48)
3	法附 33⑤、⑥ (Ⅲ別表の 2 「課税標準の特例対象施設一覧表」：P48)

※ 適用順位に従い、一の規定の適用後の課税標準を基礎として、次の規定が適用されます。

※ 法 701 の 41①の各号の重複適用は行いません。

倉庫業における営業用倉庫の特例控除について (法 701 の 41①(4)、倉庫業法)

課税標準の特例の対象とされる倉庫は、倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫です。中部運輸局の許可を受けた倉庫床面積に対して、課税標準の特例規定の適用があります。

※ 普通倉庫、冷蔵倉庫ともに中部運輸局の営業用倉庫の許可面積を課税標準の特例控除面積として取り扱います。倉庫業法上の営業用倉庫として中部運輸局から許可を受けていない倉庫は特例控除の対象ではありません。

(例) 事業所用建物 1,000 m² (不動産登記法上の家屋面積) において、
営業用倉庫として中部運輸局から許可された倉庫床面積 600 m² の場合、
課税標準の特例控除床面積は、 $600 \text{ m}^2 \times 3/4 = 450 \text{ m}^2$
減免申請した場合の減免適用面積は、 $(600 - 450) \text{ m}^2 \times 100\% = 150 \text{ m}^2$
課税となる事業所床面積 400 m² となります。

営業用倉庫	事業所
600 m ²	400 m ²

流通業務地区内に設置された営業用倉庫の特例控除について

課税標準の特例の対象とされる倉庫は、流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置され、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫です。中部運輸局の登録を受けた倉庫についてのみ課税標準の特例規定の適用があります。(法701の41①(18)、流通業務市街地の整備に関する法律)

特例控除を初めて申告する場合や営業用倉庫床面積に変更があった場合に提出する書類

- ・当該倉庫の登録(変更)許可証の写し
 - ・中部運輸局に提出した倉庫業登録(変更)申請書の写し
 - ・倉庫床面積が明記されている倉庫明細書の写し
- ※ 倉庫明細書に倉庫床面積の記載がない場合は、中部運輸局から営業用倉庫の許可面積を記載した証明書を取得した上でご提出ください。
- ・中部運輸局に提出した倉庫部分のみを着色した平面図の写し
 - ・倉庫の配置図の写し
- ※ 上記の資料の提出がなく、倉庫業法上の営業用倉庫として許可を受けていることが確認できない場合は、特例控除は認められません。

休止施設の取扱いについて

休止施設とは、事業を休止し、6月以上継続して一切事業に供されていない施設であり、明確に休止施設の部分が区画されていなければなりません。また、遊休施設も休止施設とは認められません。

休止施設と認められた場合は課税標準の床面積に含めない扱いとなります。

休止施設の認定は、申告に基づいて現地を確認した上で行います。そのため、現地調査から6月以上経過していない場合は変更前の面積で申告し、6月以上経過している場合は変更後の面積で申告します。過年度に遡って休止施設を申告することはできません。

新たに「休止施設届出書」(P83 参照)を提出する場合や休止施設の床面積に変更があった場合は、休止している事業所建物の休止部分を平面図に明記して提出してください。前事業年度の休止施設届出書の内容から変更がない場合は平面図等の添付の必要はありません。

「休止施設届出書」は、前事業年度の申告内容と変更がない場合でも必ず提出してください。

「休止施設届出書」を提出する場合は、事業所税申告書第44号様式別表3「課税標準の特例明細書」(P78 参照)の内訳欄に「休止施設」と記入し、控除割合を1/1として休止施設の面積を控除した上で申告してください。免税点の判定は休止している部分の床面積も算入して判定します。

8 減免

(1) 減免の範囲及び申請について（法 701 の 57、条 140、減規）

本市においては、Ⅲ別表の 3「減免対象施設等一覧表」（P 49～）に掲げる施設にかかる事業所等において行う事業に対して課する資産割又は従業者割については、その定められた額又は割合を乗じて得た額の範囲で税額についての減免を受けることができます。

また、事業所税の減免については、次のことにご注意ください。

ア 減免を受けようとする場合は、申告納付期限までに「事業所税減免申請書」を提出してください。この場合、減免申請書には減免を受けようとする事由を証明する書類（免許を必要とする業種にあつては、その免許証の写しなど）を添付してください。また、平成 27 年 10 月以降通知された法人番号をご確認の上、申請書に記載してください。個人が申告するときは個人番号は記載しないでください。減免が決定した場合は、後日「事業所税減免決定通知書」を送付します。

イ 減免の申請期限は申告納付期限と同じですが、その納付期限までに減免額が確定している場合は、減免額を控除して税額を納付することができますので、減免に該当する方は早めに申告書とともに減免申請書を提出してください。

※ 納付期限までに減免額が確定していない場合は、申告書に記載された納付すべき税額（減免額を控除する前の税額）を納付期限までに納付してください。後日、減免額が確定した段階で減免額を還付いたします。この場合、納付期限までに納付されませんと延滞金が加算されます。

(2) 減免判定日

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。また、課税標準の算定期間の中で用途変更された場合は次のとおりになります。

ア 資産割については、課税標準の算定期間の中で減免の適用がない施設から減免の適用がある施設に用途変更された場合はその施設全体が減免の適用がある施設とされ、また、減免の適用がある施設から減免の適用がない施設に用途変更された場合は月割されことなくその施設全体が減免の適用がない施設として課税されます。

イ 従業者割については、減免の適用がある施設に該当する期間中に支払われた従業者給与総額のみが減免の適用があります。

※ 減免は直接減免の用途に供される施設のみが減免の対象となります。

このため、廊下、階段等の共用部分は、原則として減免が適用されません。

9 共同事業及び共同事業とみなされる事業

(1) 共同事業（共同事業とみなされる事業を除く）（令 56 の 51①、令 56 の 75①）

2以上の者が共同して行う事業で、みなし共同事業を除くものをいいます。

共同事業を行っている場合は、各共同事業者が連帯納税義務を負うことになります。

各共同事業者の免税点の判定及び課税標準の算定にあつては、次の点に留意してください。

ア 免税点の判定

共同事業を行っている場合、各共同事業者の免税点は個々に判定することになります。

なお、この場合の免税点の判定等の基礎となる事業所床面積又は従業者数は、共同事業にかかる損益分配の割合に応ずるものを各共同事業者が単独で行うものとみなして判定します。算式は次のとおりとなります。

$$\begin{array}{lcl} \text{各共同事業者の} & \text{共同事業にかかる} & \text{損益分配の割合} \\ \text{事業所床面積} & = & \text{事業所等の事業所床面積} \times \text{（当該割合が定められていない場合は、} \\ \text{又は従業者数} & \text{又は従業者数} & \text{その者の出資の額に応じる割合）} \end{array}$$

イ 課税標準の算定

課税標準の算定についても、上記算式と同様に求めます。

(2) 共同事業とみなされる事業（みなし共同事業）（法 10 の 2①、法 701 の 32②、令 56 の 51②、令 56 の 75②、条 131②）

事業を行う個人又は法人が親族や同族会社等の特殊関係者を有する場合、その特殊関係者の行う事業が同一家屋で行われている場合は、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。ただし、同一家屋内で事業を行っている場合であっても、次の二つの要件を満たしているときは、共同事業とみなされません。

※ 「同一家屋」とは原則として同一棟をいい、同一敷地内にあるとしても構造上、別棟の建物は同一家屋とはしません。

① 特殊関係者の行っている事業が、特殊関係者を有する者と意思を通じずに行われている。

② 事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない。

※ みなし共同事業の規定を適用しないで計算した場合と、みなし共同事業の規定を適用して計算した場合を比較して、事業所税の負担が結果的に減少しない場合をいいます。（令 56 の 21②）

特殊関係者を有する者、当該特殊関係者の判定は、法人にあつては事業年度、個人にあつては個人にかかる課税期間（原則として1月1日から12月31日まで）の末日の現況により行います。なお、各共同事業者の免税点の判定及び課税標準の算定にあつては、次の点に留意していただき、詳細については後記の設例を参照してください。

ア 「特殊関係者」、「特殊関係者を有する者」とは（令 5、令 56 の 21）

配偶者、親族、その他の関係者及び法人税法に規定する同族会社のことを「特殊関係者」、これらの特殊関係者を有する個人又は法人を「特殊関係者を有する者」といいます。

具体的な特殊関係者の範囲は次のとおりです。

①	特殊関係者を有する者であるかどうか判定すべき者(以下「判定対象者」といいます。)の配偶者、直系血族、兄弟姉妹	個人
②	①に掲げる者以外の判定対象者の親族（六親等内の血族及び三親等内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの	
③	①及び②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの	
④	判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①及び②に掲げる者を除きます。）及びその者と①から③までのいずれかに該当する関係がある個人	
⑤	判定対象者が同族会社である場合、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①から④までのいずれかに該当する関係がある個人	
⑥	判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社	法人
⑦	判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社	

※ 「同族会社」とは、法人税法第 2 条第 10 号に規定する同族会社をいいます。具体的には会社の株主等（自己の株式又は出資を有する会社を除きます。）の 3 人以下及びその株主等と特殊な関係にある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の 100 分の 50 を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその会社をいいます。したがって、同族会社であるかどうかの判定は、法人税と同様に株主等の 3 人以下及びその株主等と特殊な関係にある個人、法人（株主グループ）を含めて、その保有する株式の総数、出資の金額、議決権の数又は社員の数（合名会社、合資会社又は合同会社に限ります。）により行うことになります。

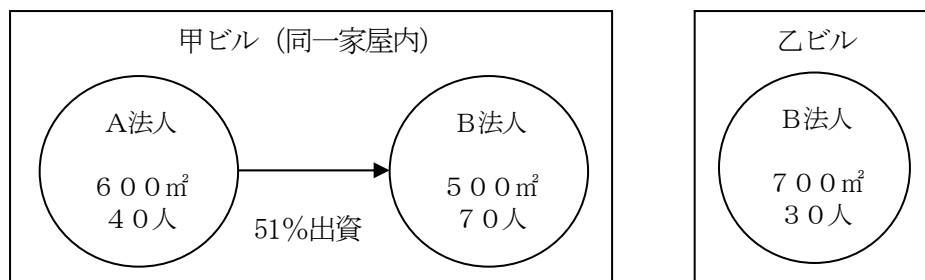
イ 免税点の判定

各事業者の免税点は、その者が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と、共同事業とみなされた事業の事業所床面積又は従業者数との合計で判定します。

ウ 課税標準の算定

各事業者の課税標準は、特殊関係者が同一家屋内で行う事業は合算せず、それぞれの事業のみで課税標準の算定を行います。

《例 1》



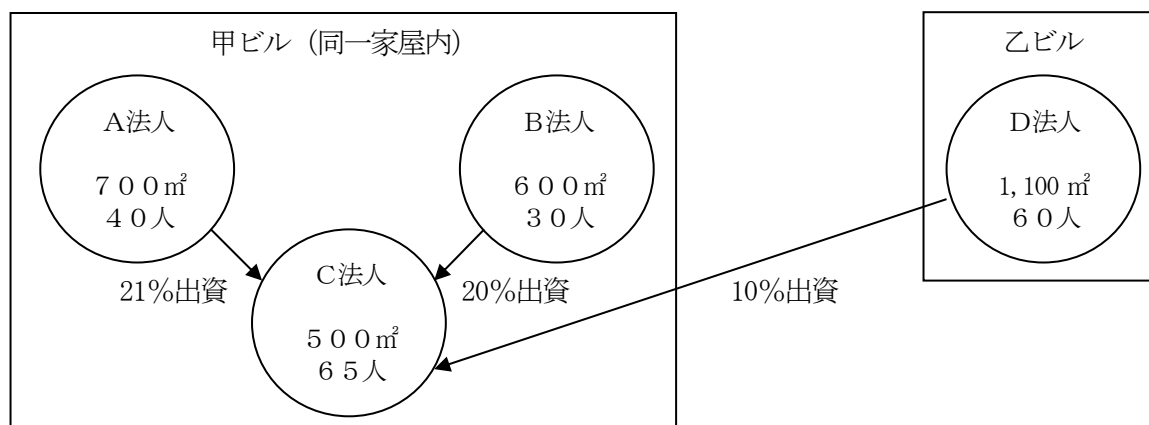
B法人は同族会社です。

- A法人を判定対象者とした場合、判定対象者Aを判定の基礎として同族会社に該当する会社、つまりB法人が特殊関係者となります。よって、B法人の行う事業がA法人との共同事業とみなされます。
- B法人を判定の対象とした場合は、特殊関係者等の該当はありません。

この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

	みなし共同 事業の判定	免税点の判定（上：資産割、下：従業者割）	課税標準
A法人	A+B	600 m ² +500 m ² =1,100 m ² （免税点超：納税義務有）	600 m ²
		40人+70人=110人（免税点超：納税義務有）	40人
B法人	B	500 m ² +700 m ² =1,200 m ² （免税点超：納税義務有）	1,200 m ²
		70人+30人=100人（免税点以下：納税義務なし）	なし

《例2》



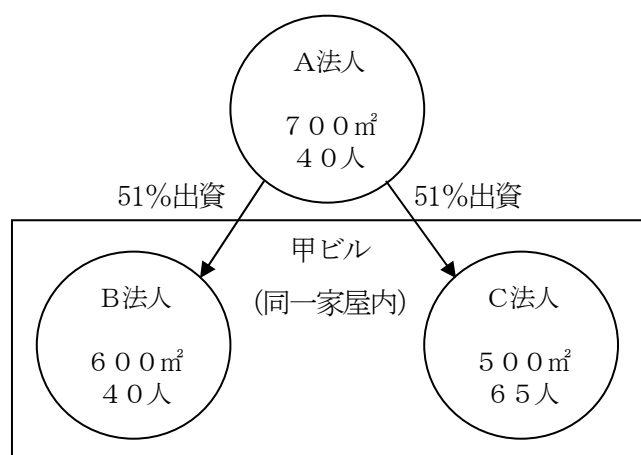
C法人は同族会社です。

- A法人を判定対象者とした場合、判定対象者Aを判定の基礎として同族会社に該当する会社、つまりC法人が特殊関係者となり、A法人は特殊関係者を有する者となります。よって、C法人の行う事業が、A法人との共同事業とみなされます。
- 判定対象者がB法人の場合も同様です。ただし、D法人は同一家屋内には存在しませんので、みなし共同事業には該当しません。
- C法人を判定対象者とした場合は、特殊関係者等の該当はありません。

この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

	みなし共同 事業の判定	免税点の判定（上：資産割、下：従業者割）	課税標準
A法人	A + C	700 m ² + 500 m ² = 1,200 m ² （免税点超：納税義務有）	700 m ²
		40人 + 65人 = 105人（免税点超：納税義務有）	40人
B法人	B + C	600 m ² + 500 m ² = 1,100 m ² （免税点超：納税義務有）	600 m ²
		30人 + 65人 = 95人（免税点以下：納税義務なし）	なし
C法人	C	500 m ² （免税点以下：納税義務なし）	なし
		65人（免税点以下：納税義務なし）	なし
D法人	D	1,100 m ² （免税点超：納税義務有）	1,100 m ²
		60人（免税点以下：納税義務なし）	なし

《例3》



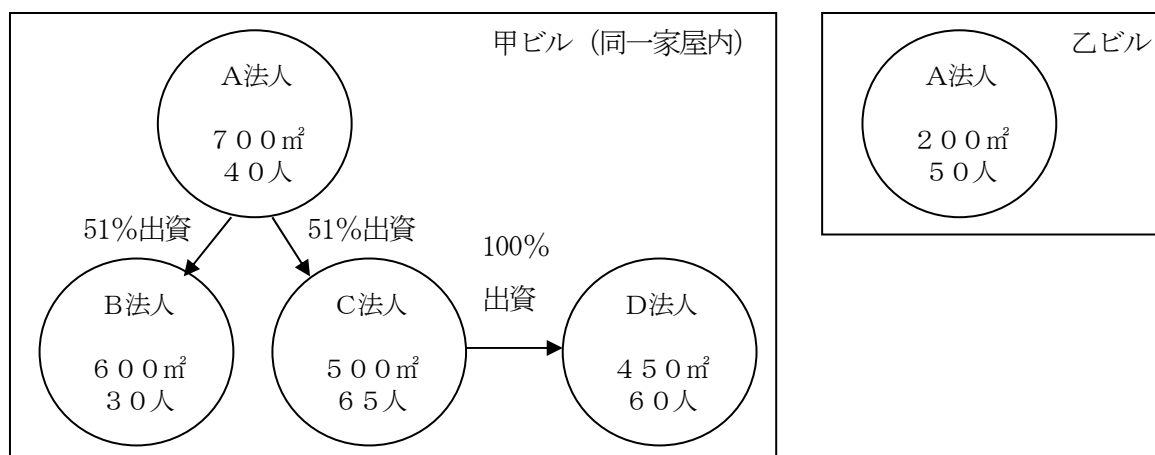
B法人、C法人はそれぞれ同族会社です。

- B法人を判定対象者とした場合、判定対象者Bが同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主Aを判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまりC法人は特殊関係者となり、B法人は特殊関係者を有する者となります。よって、C法人の行う事業が、B法人との共同事業とみなされます。
- C法人を判定対象者とした場合、判定対象者Cが同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主Aを判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまりB法人は特殊関係者となり、C法人は特殊関係者を有する者となります。よって、B法人の行う事業が、C法人との共同事業とみなされます。
- A法人は、同一家屋内には存在しないので、みなし共同事業には該当しません。

この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

	みなし共同 事業の判定	免税点の判定（上：資産割、下：従業者割）	課税標準
A法人	A	700 m ² （免税点以下：納税義務なし）	なし
		40 人（免税点以下：納税義務なし）	なし
B法人	B + C	600 m ² + 500 m ² = 1,100 m ² （免税点超：納税義務有）	600 m ²
		40 人 + 65 人 = 105 人（免税点超：納税義務有）	40 人
C法人	C + B	500 m ² + 600 m ² = 1,100 m ² （免税点超：納税義務有）	500 m ²
		65 人 + 40 人 = 105 人（免税点超：納税義務有）	65 人

《例4》



B法人、C法人はそれぞれ同族会社です。また、D法人はC法人の同族会社です。

- A法人を判定対象者とした場合、判定対象者Aを判定の基礎として同族会社に該当する会社、つまりB、C法人が特殊関係者となり、A法人は特殊関係者を有する者となります。
- B法人を判定対象者とした場合、判定対象者Bが同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主Aを判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまりC法人は特殊関係者となり、B法人は特殊関係者を有する者となります。また、同族会社であるC法人を判定の基礎として、その同族会社に該当するD法人も特殊関係者となります。よってC、D法人の行う事業が、B法人との共同事業とみなされます。
- C法人を判定対象者とした場合、判定対象者Cを判定の基礎として同族会社に該当する会社、つまりD法人が特殊関係者となり、C法人は特殊関係者を有する者となります。また、判定対象者Cが同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主Aを判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまりB法人も特殊関係者となります。よってB、D法人の行う事業が、C法人との共同事業とみなされます。
- D法人を判定の対象とした場合は、特殊関係者の該当はありません。

この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

	みなし共同 事業の判定	免税点の判定 (上：資産割、下：従業者割)	課税標準
A法人	A+B+C	700 m ² +600 m ² +500 m ² + (200 m ²) =2,000 m ² (免税点超：納税義務有)	900 m ²
		40人+30人+65人+ (50人) =185人 (免税点超：納税義務有)	90人
B法人	B+C+D	600 m ² +500 m ² +450 m ² =1,550 m ² (免税点超：納税義務有)	600 m ²
		30人+65人+60人=155人 (免税点超：納税義務有)	30人
C法人	C+B+D	500 m ² +600 m ² +450 m ² =1,550 m ² (免税点超：納税義務有)	500 m ²
		65人+30人+60人=155人 (免税点超：納税義務有)	65人
D法人	D	450 m ² (免税点以下：納税義務なし)	なし
		60人 (免税点以下：納税義務なし)	なし

10 事業所税の申告と納付

(1) 事業所税額の計算方法

資産割額、従業者割額をそれぞれ計算し、それらを合計したものが事業所税額（納付税額）となります。

ア 資産割額を計算します

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税となる事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例の適用による控除床面積} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の月数} \\ \hline 12 \end{array}}{12} \times \text{税率} \times 600 \text{ 円/m}^2$$

イ 従業者割額を計算します

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税となる従業者給与総額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例の適用による控除従業者給与総額} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\text{税率}}{100}$$

ウ 資産割額と従業者割額を合計します

合計後の数値の 100 円未満の端数を切り捨てたものが事業所税額（納付税額）となります。

資産割のみ、従業者割のみの場合は、それぞれ資産割額、従業者割額の 100 円未満の端数を切り捨てたものが事業所税額（納付税額）となります。

(2) 事業所税の申告義務

事業所税の申告は納付税額がある方だけではなく、納付税額がない方についても一定の要件に該当する方は申告義務があります。

ア 納付税額のある方の申告（法 701 の 46①、法 701 の 47①、条 137①、条 137②）

納付税額が生じる方は、次のウの期限内に課税標準額、税額等を記載した所定の申告書を提出するとともに納付すべき税額を納付してください。申告がない場合は、調査によって税額等を決定します。

イ 納付税額のない方の申告（法 701 の 46③、法 701 の 47③、条 137③）

免税点以下となるために納付税額が生じない方で、次のいずれかに該当する方は申告義務があります。資産割、従業者割の区分に応じて、次のウの期限内に事業所床面積の合計面積、従業者給与総額の合計額等を記載した所定の申告書を提出してください。

（ア）法人は前事業年度、個人は前年の課税期間において、事業所税の税額があった場合

（イ）課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在する事業所等の床面積（非課税部分床面積も含む。）の合計が 800 m²を超える場合

(ウ) 課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在する事業所等の従業者数（非課税にかかる従業者数も含む。）の合計が 80 人を超える場合

※ 上記の事業所床面積及び従業者数は免税点の取扱いとは異なり、それぞれ実際の事業所床面積、従業者数です。

ウ 申告書の提出期限と納期限（法 701 の 46①、法 701 の 47①、条 137①、条 137②）

申告書の提出期限と納期限は同一です。

法人、個人の区分に応じて次のように設定されています。

(ア) 法 人 事業年度終了の日から 2 月以内

(イ) 個 人 原則として翌年の 3 月 15 日まで

※ 年途中で事業を廃止した場合、廃止の日から 1 月以内

（事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は 4 月以内）

エ 申告書の提出場所

春日井市市民税課（春日井市役所 2 階）へ提出してください。

※ 市内の各支所（ふれあいセンター、公民館など）での受付は行っておりません。

オ 納付場所

納付書に記載されている金融機関等又は春日井市役所収納課で納付してください。

(3) 事業所等を新設・廃止した場合の申告（法 701 の 52①、条 138①）

事業所等の新設・廃止、その他の事由により、一定の要件に該当した場合は、「事業所等新設・廃止申告書」の提出が必要となります。当該事由が生じた日から 60 日以内に申告してください。申告が必要な場合とは、次のアからカの場合です。

ア すでに市内の事業所等の床面積の合計が 800 ㎡を超えている事業所が新設、廃止した場合

イ すでに市内の事業所等の従業者数の合計が 80 人を超えている事業所が新設、廃止した場合

ウ 新設、その他の事由により、市内の事業所等の床面積の合計が 800 ㎡を超えた場合

エ 新設、その他の事由により、市内の事業所等の従業者数の合計が 80 人を超えた場合

オ 廃止、その他の事由により、市内の事業所等の床面積の合計が 800 ㎡以下となった場合

カ 廃止、その他の事由により、市内の事業所等の従業者数の合計が 80 人以下となった場合

(4) 事業所等の家屋を貸し付けている方の申告（法 701 の 52②、条 138②）

事業所等の家屋の全部又は一部を貸し付けている方については、必要に応じて当該事業所等の家屋の貸し付け状況を「事業所用家屋貸付申告書」に記入のうえ、申告してください。

※ 本市では、課税の公平性を確保するために必要があると判断した場合、事業所等の家屋の全部又は一部を貸し付けている方に、貸付状況についての申告を求めることとしています。

(5) 更正、決定等

ア 決定、期限後の申告（法 701 の 49①、法 701 の 58②）

申告期限までに申告書の提出がない場合には、市長は自ら調査した結果によって、申告すべき課税標準及び税額を決定することがあります。ただし、申告期限後であっても、この決定の通知があるまでは申告納付することができます。

イ 修正申告、更正の請求（法 701 の 49②、法 701 の 58①）

申告した税額又は更正、決定を受けた税額が過少である場合には、遅滞なく「修正申告書」を提出するとともに不足額を納付してください。また、申告した税額が過大である場合は、申告納付期限より 5 年以内に限り更正の請求ができますので、「事業所税更正請求書」、更正を申請する事業所部分の平面図等の資料を提出してください。（事業所建物の取り壊しなど）

(6) 加算金（法 701 の 61）

申告期限後に申告した場合には不申告加算金（原則として納付すべき税額の 15%、ただし納付すべき税額が 50 万円を超え 300 万円以下の部分は 20%、300 万円を超える部分は 30%）が、申告もれのある場合には過少申告加算金（原則として不足税額の 10%、ただし不足税額が期限までに申告した税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える部分は 15%）が課されます。また、納税義務者が課税標準の基礎となるべき事実を隠ぺい又は偽装した場合には重加算金（税額の 35%又は 40%）が課されます。

(7) 延滞金（法 701 の 59、法 701 の 60）

納付期限後に事業所税を納付する場合には、当該税額に納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次の区分により延滞金が加算されます。

ア 納付期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間

（上限）年 7.3% 延滞金特例基準割合【租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1%の割合を加算した割合】に年 1%の割合を加算した割合

イ 納付期限の翌日から 1 月を経過した後の期間

（上限）年 14.6% 延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合

(8) 不申告の場合等の措置（法 701 の 61、法 701 の 62）

正当な理由なく申告書を提出しない場合、事実と相違した課税標準額等で申告又は修正申告（令和 7 年 1 月 1 日からは申告、修正申告又は更正請求）された場合には、更正、決定を受けることとなります。この場合には、不足税額や延滞金が徴収されるほか、不申告加算金又は過少申告加算金が加わり、これが故意になされた場合には重加算金が徴収されますのでご注意ください。

11 申告に必要な書類

申告に必要な書類は次のとおりです。

書 類	内 容
事業所税申告書 (第 44 号様式) (P74、75)	当初の申告、修正の申告に使用します。 別表 1～4 (P76～79 参照) の記載内容を基に作成します。
事業所等明細書 (第 44 号様式別表 1) (P76)	課税標準の算定期間中における事業所の使用状況を記載します。
非課税明細書 (第 44 号様式別表 2) (P77)	明細書に記載した事業所において非課税に該当する施設、従業者がある場合に使用します。
課税標準の特例明細書 (第 44 号様式別表 3) (P78) ※ 1	明細書に記載した事業所において課税標準の特例の適用となる施設、従業者がある場合に使用します。
共用部分の計算書 (第 44 号様式別表 4) (P79)	貸しビル (オフィスビルなど) の共同で使用している建物に係る共同の用に供する部分がある場合に使用します。
従業者給与総額月別 内訳明細表 (P80)	算定期間中に支払われた給与等の月別総額を記載してください。
事業所用家屋の各階の 平面図 ※ 2	非課税、特例、減免施設等が示されている平面図
休止施設届出書 (P83) ※ 2	課税標準の算定期間の末日以前 6 月以上連続して休止していたと認められる施設がある場合に記載してください。
みなし共同事業にかかる明 細書 (P81) ※ 2	みなし共同事業に該当する場合は、これに係る各共同事業者の事業内容について記載してください。
事業所税減免申請書 (P84) ※ 2	減免に該当する場合は、当該床面積、給与総額等を記載してください。
事業所等新設・廃止申告書 (P86) ※ 3	市内において事業所を新設又は廃止した場合は、当該新設又は廃止の日から 60 日以内に申告してください。
事業所用家屋貸付申告書 (P85) ※ 2	事業所用家屋の全部又は一部を他の事業を行う者に貸付けを行った日から 60 日以内に貸付状況を申告してください。
事業所税更正請求書 (P82) ※ 3	申告書に記載した課税標準額又は税額の計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合は、 <u>申告納付期限から 5 年以内</u> に請求してください。

※ 1 倉庫業の方は、「倉庫業における営業用倉庫の特例控除について」(P17)を確認してください。

※ 2 前年度に申告した内容に変更がなければ、平面図を提出する必要はありません。

※ 3 申請書等を提出する際には、必ず申請箇所の平面図を添付してください。

Ⅲ 別表

1 非課税対象施設一覧表 [法 701 の 34]

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
1	—	国及び非課税独立行政法人 法人税法第2条第5号に規定する公共法人（法人税法別表第1に掲げる法人、P43参照）	○	○
2	—	法人税法第2条第6号に規定する公益法人等（法人税法別表第2に掲げる法人、P43参照。防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、認可地縁団体、法人である政党等並びに特定非営利活動法人を含む。）又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○
3	3	博物館法第2条第1項に規定する博物館 図書館法第2条第1項に規定する図書館 学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園	○	○
3	4	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場（物価統制令の規定に基づき県知事が入浴料金を定める公衆浴場に限る。） ※熱気浴場、蒸気浴場など特殊な公衆浴場は非課税に該当しません。	○	○
3	5	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○
3	6	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○
3	7	水道法第3条第8項に規定する水道施設（水道のための取水施設、貯水施設、浄水施設等であつて、水道事業者、水道用水供給事業者等の管理に属するもの）	○	○
3	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項等の規定による許可、認定又は市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○
3	9	医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院（医療法人が開設したものに限る） 医療関係者の養成所（看護師、准看護師、歯科衛生士等）	○	○
3	10	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設 ・救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	○	○
3	10の2	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
3	10の3	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 ・助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所等	○	○
3	10の4	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定子ども園	○	○
3	10の5	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設 ・老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム等	○	○
3	10の6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○
3	10の7	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設 ・障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業等の用に供する施設	○	○
3	10の8	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設（地域包括支援センターなど）	○	○
3	10の9	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○
3	11	農業、林業又は漁業を営む者が直接生産の用に供する施設 ・農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設	○	○
3	12	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合及び森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設で次に掲げるもの (ア) 生産の用に供する施設 (イ) 国の補助金若しくは交付金の交付、又は株式会社日本政策金融公庫の資金、農業近代化資金等の貸付けを受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供するもの (ウ) 農林水産業者の研修のための施設 (エ) 農林水産業の経営の近代化又は合理化のための施設で農林水産業に関する試験研究のための施設	○	○

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
3	14	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完する次に掲げる施設 (ア) 株式会社日本政策金融公庫法に規定する付設集団売場又は卸売若しくは仲卸しの業務に必要な倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター及び計算センター (イ) 卸売市場法の規定により指定された場所（一時的に指定されたものを除く。）において生鮮食料品等を保管する施設	○	○
3	16	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する発電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で次に掲げるもの (ア) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物 ・発電、変電、送電もしくは電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路等その他の工作物 (イ) (ア)の施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設	○	○
3	17	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条6項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。）の用に供する施設で次に掲げるもの (ア) ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物 ・ガス供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管及び受電設備その他の工作物並びにこれらの附属設備 (イ) (ア)の施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設	○	○
3	18	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業の趣旨に沿って利用して行う事業の用に供するもの	○	○
3	19	次のイ又はロに掲げる施設 イ 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う	○	○

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
		者が、市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設 ロ 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設		
3	20	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所・発電施設以外のもの	○	○
3	21	次に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業等を経営する者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設 (ア) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る。） (イ) 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業 (ウ) 貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの (エ) 貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（貨物の集貨又は配達を、自動車を使用して行う事業に係る部分に限る。）	○	○
3	22	自動車ターミナル法第2条第6項に規定する次に掲げる施設のうち事務所以外の施設 (ア) バスターミナル（一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいう。） (イ) トラックターミナル（一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいう。）	○	○
3	23	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち国際路線に係るもの	○	○
3	24	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して、電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4	○	○

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
		号に規定する電気通信事業（携帯電話、自動車電話等を除く。）を営む者が当該事業の用に供する施設のうち事務所、研究施設、研修施設以外の施設		
3	25	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○
3	25の2	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設	○	○
3	26	勤労者の福利厚生施設 福利厚生施設とは、一般的には、保養所、美容室、理髪室、食堂、体育館、売店、喫茶店、娯楽室など事業主等が従業者等の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設で直接事業の用に供されていないものをいいます。 更衣室、休憩室、仮眠室、浴場、喫煙室、宿泊室等については、当該施設が業務用施設と認められない場合のみ福利厚生施設として取り扱います（就業規則等で制服着用が義務付けられている場合の更衣室、工場等の現業部門に限定して設けられている浴場等は業務用施設となります。） 研修所、トイレ、物置、車庫、湯沸室は事業用施設となります。 社宅、寮、寄宿舎は事業所税の対象とはなりません。 廊下等の一角にある清涼飲料用自動販売機等の占有面積は、福利厚生施設である非課税施設に該当しません。	○	○
3	27	路外駐車場（駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で次に掲げるもの） (ア) 都市計画において定められたもの (イ) 駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの (ウ) 一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの ※ 認定基準は、次の施設から概ね200m以内に設置され、不特定多数の者の利用に供されているもの ・ 駅等の交通施設、図書館等の文化施設、市役所等の公的施設 ・ 商店街、大型店舗 ・ 病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学、その他公益上必要な施設 次に掲げる部分は、路外駐車場に該当しないため課税対象として取り扱います。	○	○

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
		駐車場の駐車部分を月極貸し（賃貸借契約など）する場合の当該 駐車部分（専用部分）及び共用部分（※按分される共用部分の面積 を合せて事業所床面積として申告する必要があります。）		
3	28	都市計画に定められた自転車等駐車場 原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で都市計画法第11 条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○
3	29	高速道路事業用施設 各高速道路株式会社が高速道路株式会社法第5条第1項第1号、 第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設のうち事務所以 外の施設	○	○
4	—	消防用設備等・特殊消防用設備等・防災設備等※ 消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち多数の者が出入 するものとして、令第56条の43第1項で定める防火対象物（以下「特 定防火対象物」という。）に設置される消防用設備等や特殊消防用設 備等及び防災用設備等 【注意】非課税の対象となるのは、次の①、②の両方を満たす場合 のみです。 ①【表1】に掲げる特定防火対象物であること（P36～38参照） ②【表2】に掲げる消防用設備等及び防災用設備等であること（P 38～40参照） 消防用設備等及び防災用設備等が設置されていても、 <u>当該事業所 用家屋が表1に掲げる特定防火対象物に該当しない場合は、非課税 規定の適用はありませんのでご注意ください。</u>	○	—
5	—	港湾運送事業用施設 港湾運送事業法の規定による港湾運送事業者が、その本来の事業の 用に供する施設で労働者詰所及び現場事務所にかかる従業者給与総 額	—	○

※消防用設備等・特殊消防用設備等・防災設備等について

【表 1 特定防火対象物】（消防法施行令別表第一から抜粋）

項	特定防火対象物
1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに1項イ、4項、5項イ及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	イ 次に掲げる防火対象物 （1） 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） （イ） 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）（イ）において同じ。）を有すること。 （ii） 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病棟を有すること。 （2） 次のいずれにも該当する診療所 （イ） 診療所名中に特定診療科名（（1）（イ）と同じ）を有すること。 （ii） 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 （3） 病院（（1）に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（（2）に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所 （4） 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所 ロ 次に掲げる防火対象物 （1） 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」と

	いう。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害者支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。) ハ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) ニ 幼稚園又は特別支援学校
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの

16	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16の2	地下街
16の3	建築物の地階(16の2項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

【表2 消防用設備等及び防災用設備等に係る非課税施設】

表1で指定されている特定防火対象物(事業用建物)に、表2で指定されている消防用設備等を床面に設置した場合及び、特定防火対象物内に防火用設備等(施設)に該当する部分がある場合に限り非課税が適用されます。

(注) 消防、防災用設備等であっても、次に掲げる場合は非課税の対象となりません。

- ・設置床面積がない場合(例:スプリンクラー設備の場合、建物内の天井にスプリンクラーヘッドを設置した部分の下の床部分は、非課税ではありません。非課税となるのは、スプリンクラー専用の貯水槽などを特定防火対象物内の床に設置した場合に、当該設置部分の床面積に非課税が適用されます。)
- ・家屋の床面積に含まれない部分や床面積の全部が非課税となる部分に設置されている場合

(注) 消防用設備等については、消防法第17条第1項の技術上の基準に適合するもの又は同法第17条の2の5第1項もしくは第17条の3第1項の適用があるもの。

(注) 防災用設備等の5～14にあつては、建築基準法等の規定に適合するもの又は建築基準法第3条第2項等の適用がある建築物に設置されているものに限りです。

(注) 消防法又は建築基準法施行前の建築物等については、従前の規定に適合すればよいものです。

区分		非課税対象となる施設又は設備		非課税割合	
				全部	1/2
消防用設備等	1	消火設備	水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具、設備 ・消火器及び簡易消火用具(水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩)、屋内消火栓設備、ハロゲン化物消火設備、スプリンクラー設備、粉末消火設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、泡消火設備、動力消防ポンプ設備、不活性ガス消火設備	○	
		警報設備	火災の発生を報知する機械器具又は設備 ・自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器 ・消防機関へ通報する火災報知設備 ・警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備)	○	

	避難設備	火災発生時に避難するために用いる機械器具又は設備 ・すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋、その他の避難器具 ・誘導灯及び誘導標識	○	
2	消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水	○	
3	消火活動 上必要な 施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常用コンセント 設備及び無線通信補助設備	○	
4	非常電源	上記1～3に附置される非常電源	○	
防 災 用 設 備 等	5	階段のうち、建築基準法施行令第123条の規定による避難階段又は特別 避難階段	○	
	6	排煙設備（予備電源を含む）	○	
	7	非常用の照明装置（予備電源を含む）	○	
	8	非常用の進入口（バルコニーを含む）	○	
	9	廊下		○
	10	階段（避難階又は地上へ通ずる直通階段（避難階段及び特別避難階段 を除くものとし、傾斜路を含む。）に限る。）※避難階とは直接地上へ 通ずる出入口のある階をいい、通常1階をいいます。		○
	11	避難階における屋外への出入口		○
	12	次の設備又は装置を設置している中央管理室（消防機関へ通報する火 災報知設備に係る部分は除く） ア 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備 イ 非常用エレベーターの籠を呼び戻す装置の作動に係る設備及び非 常用地エレベーターの籠内と連絡する電話装置		○
	13	主要構造部を準耐火構造とし、かつ地階又は3階以上の階に居室を有 する堅穴部分のうち準耐火構造の床、壁等で区画されている次の部分 （上記5～12、14に掲げる施設又は設備に係るものを除く） ア 吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、 ダクトスペースの部分 イ その他これらに類する部分（縦方向に空間が連続する部分）		○
	14	非常用地エレベーター（予備電源を含む）	○	
	15	春日井市火災 予防条例に規 定する避難通 路（表3に掲 げるものに限 る）	○	
		上段以外のもの		○
	16	春日井市火災予防条例に規定する喫煙所		○

17	条例又は消防長もしくは消防署長や建築基準法第2条第35号に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する施設又は設備で火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの		○
----	--	--	---

※ 居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいいます。

【表3 春日井市火災予防条例に規定する避難通路】

劇場等の避難通路	ア 横に並んだいす席の基準席数（最大20席）以下ごとにその両側に幅80 c m以上の縦通路（当該基準席数の2分の1以下の席数ごとに縦通路を保有する場合、幅60 c m以上の片側通路とすることができる） イ 縦に並んだいす席20席以下ごと及び、客席部分の最前部に幅1 m以上の横通路 ウ ます席を設ける客席の部分は、横に並んだます席2ます以下ごとに幅40 c m以上の縦通路 ※ 以上の通路は避難口に直通のこと						
キャバレー等及び飲食店の避難通路	客席の床面積が150㎡以上の階の客席には、有効幅員1. 6 m（飲食店にあつては1. 2 m）以上の避難通路を客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。						
百貨店等の避難通路	ア 百貨店等（※1）の階のうち当該階における売場又は展示場には、下欄の区分に掲げる幅員以上の主要避難通路（※2）を1以上保有しなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>売場又は展示場の床面積</th><th>主要避難通路の幅員</th></tr> <tr> <td>150㎡以上300㎡未満</td><td>1. 2 m</td></tr> <tr> <td>300㎡以上</td><td>1. 6 m</td></tr> </table> イ 売場（※4）又は展示場の床面積が600㎡以上の場合には上記の主要避難通路のほか、有効幅員1. 2 m以上の補助避難通路（※3）を保有しなければならない。 ※1 百貨店等とは、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場をいいます。 ※2 主要避難通路とは、売場又は展示場内に幹線的に設ける通路で避難口に通じる避難誘導灯下にある通路をいいます。 ※3 補助避難通路とは、売場又は展示場内の各部分から主要避難通路又は避難口に通じる避難誘導灯下にある通路をいいます。 ※4 売場とは、事務室、便所、倉庫、荷作り場、食堂部分等を除いた、客の出入りする商品の陳列販売部分をいいます。	売場又は展示場の床面積	主要避難通路の幅員	150㎡以上300㎡未満	1. 2 m	300㎡以上	1. 6 m
売場又は展示場の床面積	主要避難通路の幅員						
150㎡以上300㎡未満	1. 2 m						
300㎡以上	1. 6 m						

具体例

福利厚生施設の範囲

【問１】福利厚生施設の範囲に次の施設は含まれますか。

社員寮、社宅、体育館、更衣室、浴場、売店、食堂、休憩室、娯楽室、研修所、宿泊室、診療室、理髪店、仮眠室、喫煙室

【答】

- (1) 体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室及び理髪店は、一般的には事業活動を遂行するために設けられる施設とは考えられず、福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。
- (2) 更衣室、浴場、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業員の福利厚生のために設けられる場合が考えられますので、本来の事業の性質、施設の利用の実態等を勘案して判定すべきものであり、したがって、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のものは福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。
- (3) 研修所は、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。
- (4) 社員寮及び社宅は人の住居の用に供するものであるので課税の対象とはなりません。

更衣室、浴場等の業務用施設の判定

【問２】勤労者のための福利厚生施設のうち、更衣室、浴場については、業務用施設と認められるものの以外は非課税として取り扱うが、業務用施設か否かの判定の基準はどこにおくのですか。

【答】業務用施設として設置されているかどうかは、あくまでも当該施設の利用形態の実態等によって判断しますが、一般的にデパート及び銀行等において、就業規則等でユニホームの着用が義務付けられている女子更衣室や鉄工業等における現業部門に限定して設けられている浴場等は業務に係る施設として取り扱うべきものです。

工場内の消防用設備等

【問３】工場内に設置されている消防用設備等は非課税となりますか。

【答】事業所税においては、百貨店、旅館その他の特定防火対象物で不特定多数の者が出入りするものに設置される消防用設備等で一定のものについては非課税とされています。工場は特定防火対象物に該当しないため、非課税規定の適用はありません。

壁等に埋め込まれた消防用設備等

【問４】壁等に埋め込まれ又は取り付けられている消防用設備等の機器（消火栓箱、操作機器の格納箱、避難器具等）に係る床面積及びこれらの機器の操作面積については、どのように取り扱えばいいですか。また、消火器等移動性消火用具にかかる床面積についてはどうですか。

【答】壁等に埋め込まれ又は取り付けられている消防用設備等の機器にかかる床面積はなく、したが

って、非課税の対象となる事業所床面積はありません。

なお、これらの機器の操作面積については、消防署長等の命令により、当該機器にかかる操作面積の確保及びその最小限必要な範囲が明確にされ、かつ、当該部分が有効に確保されていると認められる場合に限り、当該操作面積が非課税の対象となります。また、移動性消火用具については、その設置箇所に消防法施行規則に基づく標識が設けられ、かつ、当該設置箇所に常置されている場合に限り、その占有床面積は非課税となります。

〈法人税法別表第 1 公共法人の表〉

沖縄振興開発金融公庫	地方公共団体	土地改良区
株式会社国際協力銀行	地方公共団体金融機構	土地改良区連合
株式会社日本政策金融公庫	地方公共団体情報システム機構	土地地区画整理組合
港務局	地方住宅供給公社	日本下水道事業団
国立大学法人	地方税共同機構	日本司法支援センター
社会保険診療報酬支払基金	地方道路公社	日本中央競馬会
水害予防組合	地方独立行政法人	日本年金機構
水害予防組合連合	独立行政法人（※）	日本放送協会
大学共同利用機関法人	土地開発公社	福島国際研究教育機構

※ その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。

〈法人税法別表第 2 公益法人等の表〉

委託者保護基金	社会福祉法人	中央労働災害防止協会
一般財団法人（※ 1）	社会保険労務士会	中小企業団体中央会
一般社団法人（※ 1）	宗教法人	投資者保護基金
医療法人（※ 2）	住宅街区整備組合	独立行政法人（※ 6）
外国人技能実習機構	酒造組合	土地改良事業団体連合会
貸金業協会	酒造組合中央会	土地家屋調査士会
学校法人（※ 3）	酒造組合連合会	都道府県職業能力開発協会
企業年金基金	酒販組合	日本行政書士会連合会
企業年金連合会	酒販組合中央会	日本勤労者住宅協会
危険物保安技術協会	酒販組合連合会	日本公認会計士協会
行政書士会	商工会	日本司法書士会連合会
漁業共済組合	商工会議所	日本商工会議所
漁業共済組合連合会	商工会連合会	日本消防検定協会
漁業信用基金協会	商工組合（※ 4）	日本私立学校振興・共済事業団
漁船保険組合	商工組合連合会（※ 4）	日本税理士会連合会
勤労者財産形成基金	使用済燃料再処理機構	日本赤十字社
軽自動車検査協会	商品先物取引協会	日本電気計器検定所
健康保険組合	消防団員等公務災害補償等共済基金	日本土地家屋調査士会連合会
健康保険組合連合会	職員団体等（※ 5）	日本弁護士連合会
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	職業訓練法人	日本弁理士会
原子力発電環境整備機構	信用保証協会	日本水先人会連合会
高圧ガス保安協会	生活衛生同業組合（※ 4）	認可金融商品取引業協会
広域的運営推進機関	生活衛生同業組合連合会（※ 4）	農業共済組合
広域臨海環境整備センター	税理士会	農業共済組合連合会
公益財団法人	石炭鉱業年金基金	農業協同組合連合会（※ 7）
公益社団法人	船員災害防止協会	農業信用基金協会
更生保護法人	全国健康保険協会	農水産業協同組合貯金保険機構
小型船舶検査機構	全国市町村職員共済組合連合会	負債整理組合
国家公務員共済組合	全国社会保険労務士会連合会	弁護士会

国家公務員共済組合連合会	損害保険料率算出団体	保険契約者保護機構
国民健康保険組合	脱炭素成長型経済構造移行推進	水先人会
国民健康保険団体連合会	機構	輸出組合（※4）
国民年金基金	地方競馬全国協会	輸入組合（※4）
国民年金基金連合会	地方公務員共済組合	預金保険機構
市街地再開発組合	地方公務員共済組合連合会	労働組合（※5）
自動車安全運転センター	地方公務員災害補償基金	労働災害防止協会
司法書士会	中央職業能力開発協会	労働者協同組合（※8）

- ※1 非営利型法人に該当するものに限る。
 ※2 医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人に限る。
 ※3 私立学校法第64条第4項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。
 ※4 組合員又は会員に出資をさせないものに限る。
 ※5 法人であるものに限る。
 ※6 法人税法別表第1に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
 ※7 医療法第31条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
 ※8 労働者協同組合法第94条の3第2号（認定の基準）に規定する特定労働者協同組合に限る。

〈法人税法別表第3 協同組合等の表〉

共済水産業協同組合連合会	森林組合	内航海運組合連合会
漁業協同組合	森林組合連合会	農業協同組合
漁業協同組合連合会	水産加工業協同組合	農業協同組合連合会（※10）
漁業生産組合（※8）	水産加工業協同組合連合会	農事組合法人（※11）
商工組合（※9）	生活衛生同業組合（※9）	農林中央金庫
商工組合連合会（※9）	生活衛生同業組合連合会（※9）	輸出組合（※9）
商店街振興組合	生活衛生同業小組合	輸出水産業組合
商店街振興組合連合会	生産森林組合（※8）	輸入組合（※9）
消費生活協同組合	船主相互保険組合	労働金庫
消費生活協同組合連合会	たばこ耕作組合	労働金庫連合会
信用金庫	中小企業等協同組合（企業組合を除く）	労働者協同組合連合会
信用金庫連合会	内航海運組合	

- ※8 当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。
 ※9 組合員又は会員に出資をさせるものに限る。
 ※10 法人税法別表第2の農業協同組合連合会の項に規定する財務大臣が指定をしたものを除く。
 ※11 農業協同組合法第72条の10第1項第2号（農業の経営）の事業を行う農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。

〈特定農業協同組合連合会の取扱い〉

特定農業協同組合連合会（農業協同組合法の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第12条に規定する存続都道府県中央会から組織変更をした農業協同組合連合会であって、引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものをいう。）については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなし、収益事業以外の事業は非課税となります。ただし、法人税法第2条第7号の協同組合等には該当しないとみなされるため、課税標準の特例は適用されません。

Ⅲ 別表
2 課税標準の特例対象施設一覧表[法 701 の 41]

項	号	施 設 等	資産割	従業者割														
1	1	法人税法第2条第7号に規定する協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人、P44参照）が、その本来の事業の用に供する施設 ・農業協同組合、消費者生活協同組合、信用金庫など	1／2	1／2														
1	2	学校教育法第124条に規定する専修学校又は、同法第134条第1項に規定する各種学校（学校法人又は私立学校法第64条第4項（令和7年4月1日からは第152条第5項）の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。）において直接教育の用に供する施設	1／2	1／2														
1	3	公害防止又は資源の有効な利用のための施設 事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための次の施設（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されているものに限り、4号に掲げるものを除く） <table><tr><td></td><td>施 設</td></tr><tr><td>1</td><td>水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で総務省令で定めるもの</td></tr><tr><td>2</td><td>大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの</td></tr><tr><td>3</td><td>大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの</td></tr><tr><td>4</td><td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの</td></tr><tr><td>5</td><td>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設</td></tr><tr><td>6</td><td>ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で総務省令で定めるもの</td></tr></table>		施 設	1	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で総務省令で定めるもの	2	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの	3	大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの	5	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設	6	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で総務省令で定めるもの	3／4	—
	施 設																	
1	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で総務省令で定めるもの																	
2	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの																	
3	大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの																	
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの																	
5	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設																	
6	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で総務省令で定めるもの																	

項	号	施 設 等	資産割	従業者割								
1	4	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設 次に掲げる事業の用に供する施設で事務所以外のもの <table><tr><td>1</td><td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業</td></tr><tr><td>2</td><td>広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業</td></tr><tr><td>3</td><td>浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業</td></tr><tr><td>4</td><td>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業</td></tr></table>	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業	2	広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業	3	浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業	4	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業	3/4	1/2
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業											
2	広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業											
3	浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業											
4	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業											
1	5	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場 ※「家畜市場」とは、家畜取引のために開催される市場で、つなぎ場及び売場を設けて定期又は継続して開催されるものをいいます。	3/4	—								
1	6	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される消費地食肉冷蔵施設 国若しくは地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—								
1	7	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造用施設 みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—								
1	8	木材市場、木材保管施設 ア 木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの イ 製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業若しくは木材防腐処理業を営む者又は木材の販売を業とする者が専ら木材の保管の用に供する施設	3/4	—								

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
1	9	旅館・ホテル営業の用に供する施設 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く。) で次に掲げるもの ア 客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。) イ 広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。) ウ ロビー、浴室、厨房、機械室 エ ウに類する施設(非課税の消防用設備等及び防災用設備等にかかる部分は除く。) で宿泊に係るもの	1/2	—
1	10	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち、港湾通信施設、旅客施設及び船舶役務用施設	1/2	1/2
1	11	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、臨港地区内に設置されるもの	3/4	1/2
1	12	外国航路船舶のコンテナ貨物の荷捌き施設	1/2	—
1	13	一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	—
1	14	倉庫業者の倉庫(営業用倉庫) 倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫(P17参照)	3/4	—
1	15	タクシー事業の用に供する施設 道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業(タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限る。) の用に供する施設のうち事務所以外の施設	1/2	1/2
1	16	公共の飛行場に設置される施設のうち、格納庫、運行管理施設、航空機の整備のための施設等	1/2	1/2
1	17	流通業務地区内に設置される貨物の積卸しのための施設等 流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供される店舗等	1/2	1/2
1	18	流通業務地区内に設置される倉庫業者の倉庫(営業用倉庫) 流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫(P18参照)	3/4	1/2

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
1	19	特定信書便事業用施設 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2
2	—	心身障がい者を多数雇用する事業所等 障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るもの	1/2	—

[法附33] 特例の適用期限が定められています。

5	—	特定農産加工業用施設 特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項及び同法第5条第1項の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認に係る計画に従って実施する経営改善措置及び調達安定化措置に係る事業の用に供する施設 《適用期限》 法人の事業…令和8年3月31日までに終了する事業年度分まで 個人の事業…令和7年分まで	1/4	—
6	—	企業主導型保育事業施設 平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に企業主導型保育事業の運営費に係る政府の補助を受けた者が、児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする同法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち、当該補助に係る事業所等において行う事業	3/4	3/4

【課税標準の特例の重複適用】

課税標準の特例の規定に重複して該当する場合は、次の順序により適用します。

法701の41①(同項各号の重複適用は行いません) → 税701の41② → 法附33

〔例〕 各種学校を営む法人Aは、事業所床面積5,000㎡（うち課税標準の特例該当部分3,500㎡）の事業所用家屋で事業を行っている。また、法人Aは心身障がい者を多数雇用する事業所等に該当する。この場合の、法人Aの資産割の課税標準は次のように求めます。

① 各種学校（法701の41①(2)）の用に供する施設の控除床面積

$$3,500 \text{ ㎡} \times 1/2 = 1,750 \text{ ㎡}$$

② 心身障がい者を多数雇用する事業所等（法701の41①(2)）の控除床面積

$$(5,000 \text{ ㎡} - 1,750 \text{ ㎡}) \times 1/2 = 1,625 \text{ ㎡}$$

したがって、法人Aの課税標準となる事業所床面積は、

$$5,000 \text{ ㎡} - (1,750 \text{ ㎡} + 1,625 \text{ ㎡}) = 1,625 \text{ ㎡} \text{ となります。}$$

Ⅲ 別表

3 減免対象施設等一覧表（減規 12）

番号	事業所税を減免する必要があると認められる施設	減免割合	
		資産割	従業者割
1	教科書出版事業施設 教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が、出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	1/2	1/2
2	劇場等 法72の2⑧(28)に規定する演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）で次に該当するもの (1) その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの (2) (1)以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が、当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの（おおむね同程度以上）	(1) 1/2 (2) 当該舞台等にかかる額の 1/2	—
3	指定自動車教習所 道路交通法第99条の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2
4	大学以外の学校の生徒等の旅行用貸し切りバス 道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設（当該事業を行う者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校〔大学を除く。〕又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	当該旅行にかかるバスの走行km数の合计数を当該者の本来の事業にかかるバスの総走行km数の合计数で除して得た値の1/2	
5	酒類保管倉庫 酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業にかかる酒類の保管のための倉庫	1/2	—
6	タクシー事業用施設 法701の41①の表の第15号に掲げる施設（事務所以外の施設）で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	全部	全部

番号	事業所税を減免する必要があると認められる施設	減免割合	
		資産割	従業者割
7	中小企業近代化助成施設 中小企業振興事業団法の施行前において、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法701の34③(18)に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部
8	農林中央金庫 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部
9	農業協同組合等の共同利用施設等 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法701の34③(12)に掲げる施設ならびに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。)	全部	全部
10	果実飲料等の保管倉庫 果実飲料の日本農林規格第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業にかかる製品及び容器の保管のための倉庫（市内に所在する当該倉庫に係る事業所床面積の合計面積が3,000㎡以下の場合に限る。）	1/2	—
11	古紙回収事業用施設 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	—
12	家具保管用倉庫 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	—
13	織物、綿製造業等の保管用施設 ねん糸、かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸及びかさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専ら当該事業を行うものに限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法第2条に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む）の用に供する施設	1/2	—
14	つけものの製造用施設 野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—

番号	事業所税を減免する必要があると認められる施設	減免割合	
		資産割	従業者割
15	い草製品等の保管倉庫 い草製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（い草製品と併せ製造するポリプロピレン製花むしろに係るものを含む。）	1/2	—
16	倉庫及び上屋 法701の41①の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号もしくは第2号に掲げる一般港湾運送事業もしくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、 <u>市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて 30,000㎡未満であるもの</u>	全部	全部
17	粘土かわら製造業用倉庫等 粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施釉場を含む）及び製品倉庫	1/2	—
18	ビルメンテナンス業従事従業者 ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	—	全部
19	列車内の食堂等従事従業者 列車内において食堂及び売店の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	—	1/2
20	前各項に掲げるもののほか、前各項との均衡を考慮して事業所税の減免を行うことが適当と認める施設	市長が認める額	

災害による資産割額の減免（減規13）

災害（震災、風水害、火災等）により被害を受けた施設であって、その被害を受けたことにより事業の用に供されていないものについては、一定割合（※）を乗じた資産割額の減免申請を行うことができます。

※（事業を休止した月から事業を再開した月までの月数）÷（課税標準の算定期間の月数）

合併による資産割額の減免（減規14）

合併に際して被合併法人が納付した資産割額のうち、合併法人が申告する事業所床面積、課税期間が重複するものについて、減免申請を行うことができます。

IV Q & A

1 課税開始時期等について

Q 1 なぜ春日井市が事業所税の課税団体となっているのですか。

A 1 事業所税の課税団体となるのは、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の市（政令指定都市）、首都圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成市街地、又は近畿圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域を有する市以外の市にあつては、人口 30 万人以上（国勢調査の人口又は、3 月 31 日現在（平成 26 年からは 1 月 1 日現在。）の住民基本台帳人口）により政令で指定されることが要件となっています。

春日井市は平成 21 年 3 月 31 日現在で住民基本台帳人口が 30 万人以上となり、平成 21 年 4 月 30 日に事業所税の課税団体に指定されました。

Q 2 いつから課税（申告納付）が始まっていますか。

A 2 法人の場合は平成 21 年 10 月 1 日以降に決算を迎える事業年度からです。

個人の場合は平成 21 年分（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の事業からです。

Q 3 事業所税は春日井市独自の新しい税金ですか。

A 3 事業所税は、地方税法に規定されている目的税です。都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための税として、昭和 50 年に創設されました。事業所床面積を課税標準とする資産割、従業者給与総額を課税標準とする従業者割から構成されており、令和 6 年 4 月 1 日現在で 77 の課税団体があります。

Q 4 なぜ事業所税が必要なのですか。

A 4 大都市及びその周辺地区においては、人口及び企業の増加、集中が著しく、それに伴って、都市機能の低下を招くと考えられています。これにより、他の一般市町村に比べ、都市環境整備が必要になるとの考えから、これらの都市に課税権が認められています。

Q 5 個人で事業を行っていますが、申告納付はどうなりますか。

A 5 個人の方でも、事業を行っている家屋が 1,000 ㎡を超える場合又は 100 人を超える従業員に給与支払をしている場合は事業所税の納税義務者となりますので、3 月 15 日までに申告納付をしていただくことになります。

2 課税対象

Q 6 「事業所等」とは、どの建物をいいますか。

A 6 事業所等とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。したがって、事務所、店舗、工場などのほか、これらに付属する倉

庫、材料置場、作業場、ガレージなどの家屋も含まれます。無人の倉庫など人的設備を欠く施設もこれを管理する事務所などがある限り該当します。

なお、事業に関連する施設のうち、事業所等に該当しないものは次のとおりです。

- (1) 社宅、社員寮など
… 人が居住している建物は除きます。
- (2) 設置期間が2、3月程度の工事現場等に設置された仮設の事務所など
… これらの場所で行われる事業に継続性がないため該当しません。
- (3) 建設業における現場事務所など臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のもの
… 最近の大型建設工事の実態を考慮して、設置期間が1年未満のものも事業所等の範囲から除きます。

Q7 「事業所等において行われる事業」とは何をいいますか。

A7 事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供などすべての経済活動をいいます。

事業所等において行われる事業とは、事業所等の建物やその敷地内で行われる本来の事業及び付随的な事業をいうほか、事業所の敷地の外で従業者が行う事業（外交員のセールス活動など）も、その従業者を管理する事業所等が行っている事業として取り扱います。

Q8 未登記の建物であっても課税対象となりますか。

A8 事業所税の課税対象となる事業所用家屋とは、不動産登記法上の建物に該当する家屋をいいます。したがって、未登記の建物であっても不動産登記法上の建物として登記の対象となり得るものであれば事業所税の課税対象となります。

Q9 個人や不動産賃貸業者等が所有するアパート・マンションなどは事業所税の対象になりますか。また、住宅会社のモデルハウスは課税対象となりますか。

A9 アパート・マンションなど人の居住の用に供される部分は事業所等に該当しませんので、事業所税の対象になりません。また、モデルハウスは、住宅の商品見本としての性格が強いことから事業所税の対象になりません。ただし、アパート・マンションやモデルハウスであっても、その中の一室を営業所として使っているような場合は、その部分が課税の対象になります。

Q10 屋根だけの設備の車庫の取扱いはどうなりますか。

A10 課税対象となる事業所用家屋となるかどうかは、不動産登記法上の家屋（固定資産税の対象となる家屋）に該当するかどうかにより判定されることとなりますが、登記簿に登記されているのはもちろんのこと、未登記のものであっても不動産登記法上、家屋として登記の対象となり得るものであれば事業所税の課税対象となります。

Q11 市内全ての事業所等が課税の対象となるのですか。

A11 事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業を課税客体として、事業所床面積、従業者給与総額といった事業規模の外形を課税標準として課税されます。また、事業の範囲については、本来の事業に直接、間接に関連して付随的に行われる事業も含んでいます。

ただし、同一の者が本市に所在する事業所等（市内に複数の事業所がある場合はその合計）で行う事業が免税点を超えない場合は、事業所税は課されません。免税点については、次のとおりです。

資 産 割・・・ 市内に所在する事業所床面積（非課税に該当する部分を除く。）の合計が
1,000 m²以下

従業者割・・・ 市内に所在する事業所等における従業者（非課税に該当する者を除く。）
の合計が 100 人以下

【※関連質問→Q28】

3 納税義務者等について

Q12 建物を借りて事業を行っていますが、申告納付をしなければいけませんか。

A12 はい。事業所税の納税義務者は、事業所等にて実際に事業を行う方です。ただし、免税点制度があります。

Q13 貸しビルの所有者は事業所税の納税義務者となりますか。また、空室がある場合でも課税されることになるのでしょうか。

A13 事業所税は、事業所等において事業を行う者に課税することとしています。貸しビルの貸室部分については貸しビルの所有者ではなく、当該貸室を借りて事業を行う者、すなわち使用者に課税されるものです。また、貸しビルの空室部分は、事業を行う者がいないので事業所税の対象になりません。ただし、貸しビル内に貸しビルの所有者が事務所等を設置している場合は、事業所として課税対象となります。

Q14 甲社は業務の一部を乙社に委託しており、委託料を乙社に支払っています。乙社は、乙社の工場及び従業員を使用し受託した事業を行っています。この場合の委託事業にかかる納税義務者は甲社・乙社どちらになりますか。

A14 委託事業の実施が乙社の工場及び従業員により行われている場合は、乙社が納税義務者となります。なお、甲社の事業所等の一部で乙社の従業員がこの委託事業を行う場合は、乙社が甲社の事業所等の一部について、賃貸借契約等により専有して使用できる状態（独立した乙社の事業所）と認められる場合を除き、当該委託者である甲社が納税義務者となります。

Q15 製造業者（甲）が所有する製品保管庫（2,000 m²）で、運送業者（乙）が荷役業務を委託されている場合は、事業所税の納税義務者は甲、乙のどちらになりますか。

A15 製品保管庫は製造業者が所有していますが、当該製品保管庫において荷役業務を運送業者（乙）に委託しています。しかし、乙の行う事業は単なる製品の荷役業務であり、当該保管庫を事業用家屋として使用している者は甲と考えられますので甲が納税義務を負います。

一般に委託事業にかかる納税義務者については、委託業務の実施の状態により、当該事業所用家屋の使用、管理等の状態を把握して、現に事業を行っている者であるか否かにより納税義務者を判定することとなります。

Q16 デパートの中に他の販売業者等が入り、いわゆる消化契約等のケース貸しによって営業を行っている場合は、その部分についての資産割の納税義務者は誰になりますか。

A16 デパートの床面積の一部で賃貸借契約を結んだ上で専有して営業している場合には、その販売業者等（賃借人）が納税義務者になるわけですが、設問のように消化契約等のケース貸しによって営業を行っている場合には、その部分の床面積の資産割の納税義務者は、デパートになります。

Q17 次の場合は、誰が事業者（納税義務者）となりますか。

- (1) 1 棟の倉庫を一定期間、倉庫業者 A と賃貸借契約を結んで B 社が使用する場合
- (2) 1 棟の倉庫のうち、特定の数室又は 1 室の特定部分を一定期間、倉庫業者 A と賃貸借契約を結んで B 社が使用する場合
- (3) (1)及び(2)の場合において、倉庫の管理を委託契約を以って C 社に委託した場合
- (4) 製品 1 個又は 1 ケースごとに料金を定め、B 社が倉庫業者 A に預託する場合

A17 (1)及び(2)は、倉庫業者 A との間で賃貸借契約を結んだ上で倉庫を使用しているため、当該倉庫又はその賃借部分を使用している B 社が事業者となり、申告納付を行います。

(3)は、倉庫において賃貸借契約を結んで事業を営んでいる B 社が、倉庫内の管理業務のみを C 社に委託しているため、当該倉庫の資産割の事業者は B 社、従業者割の事業者は C 社となり、それぞれが申告納付を行います。

(4)は、当該倉庫にて物品等の保管、管理を行っている倉庫業者 A が事業者となり、申告納付を行います。

4 課税標準について

(1) 課税標準（資産割）

Q18 工場の敷地内の屋根付の自転車置き場、トイレ、物置は、資産割の課税において事業所床面積に算入すべきですか。

A18 工場内に設置された自転車置き場は、それが事業所用家屋の一部である限り、その面積は事業所床面積に算入すべきものです。事業所用家屋の一部であるかどうかは、具体的には固定資産税の取扱い上、家屋として取り扱われているかどうかによります。トイレや物置も事業所用家屋の一部として事業の用に供されている場合には課税の対象になります。

Q19 事業所床面積の算出方法について教えてください。

A19 事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ面積をいいます。事業所用家屋がテナントビルなどの場合で、複数の入居者が共同で使用する部分がある場合は、その共用部分の床面積を入居者それぞれの「専用床面積」に応じてあん分し、各事業所に割り振られた「共用床面積」を事業所床面積に含めることになっています。

「共用床面積」とは、階段、廊下、エレベーター、トイレ、機械室、電気室など、複数の入居者が共同で使用する部分の床面積をいいます。

テナントビルの入居者の1つを法人Aとすれば、この場合の法人Aの事業所床面積の算出方法は次のとおりです。

$$\boxed{\text{法人Aの事業所床面積}} = \boxed{\text{法人Aの専用床面積}} + \boxed{\text{ビル全体の共用床面積}} \times \boxed{\frac{\text{法人Aの専用床面積}}{\text{ビル全体の専用床面積}}}$$

Q20 工場内の一部で機械等を停止し操業を休止していますが、この部分について資産割は課税されますか。

A20 事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日前6月以上休止していたと認められる施設に係る部分は課税標準に含まれません。ただし、免税点の判定の際は床面積に含まれます。休止施設とは、休止している部分の床面積が6月以上、事業活動を継続している施設から明確に区画されて閉鎖された状態であることが必要です。

現に事業を行っていない場合であっても、これらの事業に供するための施設の維持補修が行われており、いつでも事業が再開できるような遊休施設や断続的な休止（季節的休止）は含まれません。また、倉庫や物置等に用途を転用して使用しているものは休止状態に含まれません。初めて休止施設を申請する場合や休止面積を変更する場合は、申告いただいた事業所で現地調査を行い、申告内容を確認します。その調査日から課税標準の算定期間の末日までの間が6月以上の場合は、今事業年度から休止施設として申告できますが、6月未満の場合は、休止施設として6月以上経過した翌事業年度から休止施設として申告できます。

休止施設の要件

○期間

休止施設とする部分が、課税標準算定期間末日まで継続して6月以上の期間、事業に供される施設と明確に区分けされていること。

例1：「算定期間中、断続して休止し、計6月休止した」・・・×
⇒末日からそれ以前の連続した6月間の休止が必要

○場所

壁等で囲われていることで、休止施設とする部分の境界が容易に変更できず、休止施設の

床面積が確定されており、かつ、出入り口が封鎖等されていることで、人の出入りもできない状態であること。

例1：「コーン、ロープ、チェーン、バリケード、移動可能なパーテーションで囲っている」・・・×

⇒容易に移動できない境界とする。境界の1方向以外（四角形の場合は3方向）が、床や側壁に固定されたパーテーション（人が乗り越えられないような高さのもの。おおむね160cm以上。ただし、高さがおおむね160cm以上のパーテーションを設置することにより、建築基準法、消防法その他の法令の規定に抵触することとなる場合は、この限りでない。）で塞ぐか、壁である等。

残りの1方向の出入口は、人が入れないような処置をしていること。

例2：「出入口に鍵をかけている」・・・×（不十分）

⇒使用できないことを明示するため、鍵をかけていることに加え、「使用禁止」「出入り禁止」等の表示や封印、目張り等をする。

○その他

什器類、文書、設備等が廃棄されていること（残存している場合は物置等、他の用途に供しているとみなす。）。

固定された空調・給水・照明等、環境設備が使用できないようになっていること。

例1：「即座に廃棄できない机、椅子、棚等が廃棄予定として、隅に寄せて置いてある。」
・・・×

⇒算定期間末日以前から6月間に存在している場合は物置・倉庫とみなす。

例2：「機械の稼働は休止しているが、不定期に機械の状態を確認している。」・・・×

⇒稼働を踏まえて準備していると考えられるため、遊休施設（※）とみなす。

※ 遊休施設とは、現に事業は行っていないが、事業に供するために維持補修が行われており、いつでも操業ができ得る状態の施設をいい、休止施設には含まれない。

上記の各例は客観的に判断するための一例です。最終的な判断は現地調査の結果を踏まえています。

Q21 駐車場施設は課税の対象になりますか。

A21 事業所用家屋に該当するものは次の事業者が納税義務者となり、課税対象になります。

- (1) 事業者が所有する駐車場施設で自己の事業の用に供するために管理する部分は、当該施設を所有する事業者が納税義務者となります。
- (2) 事業者が賃借する駐車場施設で使用が特定されている部分は、当該施設を賃借する事業者が納税義務者となります。なお、駐車場の通路部分は当該施設を賃借する事業者の占有する駐車場面積であん分し、それぞれが納税義務者となりますが、1台あたりの駐車スペースが概ね同一である場合、各事業者の占有する駐車台数であん分しても差し支えありません。
- (3) 複数の事業者が賃借する駐車場施設でその事業者の来客者や従業員が自由に駐車する部分は、共用部分として、専用部分であん分され、各事業者が納税義務者となります。なお、自由駐車部分が各事業者の来客者や従業員以外にも無料解放されている場合は当該施設を管理する事業者が納税義務者となります。

Q22 事業年度の中で同一区画内の事業所の建物を増築（又は縮小）しました。事業所の床面積の算定はどうなりますか。

A22 課税標準となる床面積は算定期間の末日現在における事業所床面積です。事業年度の中で、事業所の建物を増築（又は縮小）した場合、同じ貸しビル内の一室を追加で賃借した場合などは、一事業所内における床面積の増減として取り扱います。そのため、事業年度の末日時点の事業所床面積から課税標準床面積を計算します。

※ 次のQ23との違いに注意してください。

Q23 事業年度の中で一つの事業所（支店等）を新設（又は廃止）しました。事業所用床面積の計算はどうなりますか。

A23 事業年度の中で新設（又は廃止）した事業所等の課税標準床面積は、算定期間末日時点の事業所床面積が免税点を超える場合に月割計算により計算します。「事業所の新設」とは、新たな場所に事業所(支店等)を設けることです。「事業所の廃止」とは、ある場所の全ての事業所（支店等）を廃止することであり、同一区画内の事業所における事業規模の縮小は該当しません。また、新設の場合は、新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数で計算し、廃止の場合は、課税標準の算定期間の開始の日の属する月から、廃止の日の属する月までの月数で計算します。

※ 前のQ22との違いに注意してください。

(2) 課税標準（従業者割）

Q24 従業者給与総額には何が含まれますか。

A24 従業者に対して支払われる棒給、給料、賃金及び賞与ならびにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）の総額で、所得税法上給与等に該当しないものは含まれま

せん。この場合の従業者給与総額には、給与等の実際の支払い日にかかわらず、既に支払い義務が発生し、会計上未払い金として計上されたものも含まれます。

Q25 デパートやスーパーに問屋などから派遣されている従業員の給与等の取扱いはどうなりますか。

A25 その従業員の給与等が問屋などから支払われている限り、派遣元の問屋などの従業者給与等として取り扱い、派遣先の従業者給与総額には含めません。

5 税率

Q26 税率は春日井市独自の税率ですか。

A26 いいえ。事業所税は大都市に共通の都市環境整備のための財政需要に充てることを目的とする目的税であり、課税団体も限られています。都市によって財政需要の態様が著しく異なるということは一般的には考えられないこと、及び国税、地方税を通ずる法人の総合税負担を考え合わせて一定税率とされています。

6 免税点

Q27 事業所税の免税点とは基礎控除と考えてよいのでしょうか。その免税点を超えた部分に対して課税されるのでしょうか。

A27 事業所税における免税点の制度は、小規模な事業者の負担をなくするため設けられているものであり、基礎控除の制度ではありません。例えば、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が1,500㎡の場合は免税点を超えることになりますが、この場合はその超えた部分のみでなく、全体の1,500㎡が課税対象となるものです。

Q28 当社は、春日井市内で床面積800㎡（非課税部分を除いた部分の面積）の本店と、床面積400㎡（本店に同じ）の支店の2か所で事業を行っています。それぞれの床面積は1,000㎡以下ですが、資産割は課税されるのでしょうか。

A28 事業にかかる事業所税については、事業所床面積の合計が1,000㎡以下であるかどうか、又は従業者数の合計が100人以下であるかどうかは、課税標準の事業期間の末日に市内にある事業所等の床面積又は従業者数を合計して判定します。

したがって、設問の場合は、 $800\text{㎡} + 400\text{㎡} = 1,200\text{㎡}$ で免税点の判定を行いますので、資産割が課税されることとなります。

Q29 免税点の判定において、次のような従業者の取扱いはどうなりますか。

(1) 出向社員

ア A社の社員がB社に出向し、給与等はA社が社員に対して支払い、B社はA社に対してその給与等の相当分を経営指導料として支払っている場合

イ A社の社員がB社に出向しており、給与等はA社とB社がそれぞれ一部ずつ支払っている場合

- (2) 数社の役員を兼務する兼務役員
- (3) 無給の役員
- (4) パートタイマー
- (5) 臨時従業者（アルバイト）
- (6) 市内の事業所から市外の事業所等へ派遣されており、市内の事業所から給与が支払われている者
- (7) 保険外交員のように給与所得と事業所得とを有する者
- (8) 休職中の従業者

A29 設問の従業者は、それぞれ次のように取り扱います。

- (1)の ア の 場 合 …… B社（出向先）がA社（出向元）へ支払っている経営指導料が法人税法上の給与として取り扱われるときは、B社（出向先）の従業者に含めることになります。
- (1)の イ の 場 合 …… 主たる給与等を支払う会社の従業者に含めることになります。
- (2) の 場 合 …… (3)に該当する場合を除き、それぞれの会社の従業者に含めることになります。
- (3) の 場 合 …… 免税点を判定する従業員数に含めません。
ただし、免税点判定により課税と判定された場合は、パートタイマー等（1週間当たりの労働時間が正規従業者の3/4未満の労働者）に支払われた給与等は従業者給与総額に含めて税額を計算します。
- (4)、(5)の 場 合 …… 1週間当たりの労働時間が正規従業者の3/4以上である場合は、免税点判定の際に従業者数に含めます。
- (6) の 場 合 …… 従業者に含めません。
- (7) の 場 合 …… 従業者に含めます。
- (8) の 場 合 …… 給与等が支払われている期間は、従業者に含めます。

Q30 従業者割の免税点の判定においてパートタイマーの取扱いはどうなりますか。

A30 短時間労働者であるパートタイマーは免税点の判定時の人数に含めません。

パートタイマーが従業者かどうかは、形式的な呼称でなく勤務の実態によって判定されるものです。一般的には雇用期間の長短ではなく、勤務すべき事務所等の通常の勤務時間より短時間の勤務をする者として雇用されており、休暇、社会保障、賞与等から見ても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。なお、免税点を超えた場合は従業者の給与の合計を算出して申告することとなりますが、雇用の形態に係わらず、事業者が従業者に対して支払った給与（パートタイマーも含む）を従業者給与総額として計算します。

本市では、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に規定する短時間労働者のう

ち、1週間の所定労働時間が同一の事業所等に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である者を、免税点の判定における従業員の範囲から除外します。

7 非課税

Q31 福利厚生施設の範囲に次の施設は含まれますか。

社員寮、社宅、体育館、更衣室、浴場、売店、食堂、休憩室、娯楽室、研修所、宿泊室、診療室、理髪室、仮眠室、喫煙室

A31

- (1) 体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室及び理髪室は、一般的には事業活動を遂行するために設けられる施設とは考えられず、専ら勤労者の利用に供する場合は福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。
- (2) 更衣室、浴場、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業員の福利厚生のために設けられる場合が考えられますので、本来の事業の性質、施設の利用の実態等を勘案して判定すべきものであり、したがって、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のものは福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。
- (3) 研修所は、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。
- (4) 社員寮及び社宅は人の住居の用に供するものであるので課税の対象とはなりません。

8 課税標準の特例

Q32 免税点の判定に当たって、非課税又は課税標準の特例の適用があるものはどのように取り扱われますか。

A32 免税点の判定に当たっては、非課税規定がもともと法の適用除外を定めたものであることから、これら非課税規定の適用を受けた床面積又は従業員数をそれぞれ差し引いた後の床面積又は従業員数によって判定します。しかし、課税標準の特例の対象となるものについては、当該特例規定がもともと負担の軽減を図る趣旨であることから、特例規定の適用後の床面積又は従業員数により、免税点の判定を行うものではありません。

Q33 次のような場合の倉庫は、どのように取り扱われますか。

- (1) 営業用倉庫を倉庫業者から賃借して事業を行う場合
- (4) 営業用倉庫内の特定の数室又は1室の特定部分を倉庫業者から賃借して事業を行う場合
- (5) 製品1個又は1ケース当たりの預託料金を定め、倉庫業者に預託する場合

A33 (1)と(2)については、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫（建物）又は倉庫の一部を現に使用している者の事業所等として取り扱います。そのため、倉庫を賃

した倉庫業者に対して適用されていた特例控除は、倉庫を借りた事業所には適用されません。
(P17 参照)

また、(3)については倉庫業者が物品等の保管責任を有する状態であるため、倉庫業者の事業所等として取り扱い、特例の対象となります。

※ 課税標準の特例の対象となる営業用倉庫は、倉庫業者（倉庫業法第3条の許可を受けて倉庫業を営む者）がその本来の事業の用に供するものとされており、倉庫業者以外の者が自家用倉庫として使用しているもの、運輸局に営業用倉庫の許可を申請することなく使用しているものは特例適用の対象とはなりません。

9 減免

Q34 減免を受けるためにはどうすればよいですか。

A34 Ⅲ別表の3「減免対象施設等一覧表」(P49)に該当していれば減免となります。申請書(P82参照)とその事由を証する書類を添えて、必ず申告納付期限までに申請してください。

10 申告納付

Q35 3月末決算の事業所ですが、申告納付の期限はいつになりますか。

A35 事業年度終了の日から2月以内になりますので、5月末までになります。

Q36 分割納付は可能ですか。

A36 基本的に一括納付になりますが、困難な場合は収納課にて納税相談をお受けしています。

11 共同事業及び共同事業とみなされる事業

Q37 A社・B社・C社は、甲社が100%出資する同族会社です。A社、B社及び甲社は、同一の家屋に事業所があり、C社は別の家屋に事業所があります。床面積及び従業者数は、それぞれ次のとおりです。4社の免税点判定及び課税標準はどうなりますか。

- 甲社：650 m² 36人 ○ A社：400 m² 58人
○ B社：350 m² 49人 ○ C社：200 m² 14人

甲社	
A社	
B社	C社

A37 特殊関係者を有する場合、特殊関係者が同一の家屋で事業を行っているときは共同事業とみなされ、特殊関係者を有する者は、特殊関係者の事業所床面積（従業者数）を合計して免税点判定を行うこととなります。A社、B社及びC社は、甲社の特殊関係者であり、また、A社・B社・C社は互いに特殊関係者となります。A社、B社及び甲社は同一の家屋で事業を行い、C社は別の家屋で事業を行っていますので、免税点判定は次のとおりです。また、免税点を超える場合、課税標準は、特殊関係者を有する者が単独で行っている事業所床面積（従業者給与総額）のみとなります。

- 甲社：650+400+350=1,400 m²(免税点超) 36+58+49=143人(免税点超)
○ A社：400+350=750 m²(免税点以下) 58+49=107人(免税点超)

- B社 : $350+400=750$ m²(免税点以下) $49+58=107$ 人(免税点超)
- C社 : 200 m²(免税点以下) 14 人(免税点以下)

12 その他

Q38 事業所税は法人税法上、企業の損金に算入されますか。また、損金に算入されるとすれば、損金として経理すべき事業年度はいつになるのでしょうか。

A38 原則として申告納付された日の属する事業年度に損金として算入されます。ただし、事業所税を製造原価、工事原価、その他これらに準ずるものの原価に配賦した場合には、当該年度末払金として処理することが認められています（法人税法基本通達9－5－1）。

V 事業所税の税額計算例

資産割の免税点判定について

事例1 春日井市内にA社の甲事業所と乙工場があります。事業年度末日現在の事業所床面積の内訳は次のとおりです。課税の対象になりますか。

甲事業所総床面積 1,200 m² (非課税床面積 300 m²)

乙工場総床面積 600 m² (特例控除床面積 200 m²)

この場合のA社の免税点判定は、次のとおりです。

甲事業所 1,200 m² - 300 m² = 900 m²

乙工場 600 m² - 0 m² = 600 m²

合計 1,800 m² - 300 m² = 1,500 m² > 1,000 m²(免税点)

以上のとおり、免税点(1,000 m²)を超えますので、A社は事業所税の課税の対象となります。なお、この場合の課税標準は免税点を超えた部分だけでなく、非課税部分を除いた全ての事業所床面積が課税対象となります。特例控除部分の事業所床面積は免税点判定の際は事業所床面積に含めて計算します。

従業者割の免税点判定について

事例2 春日井市内にB社の甲事業所と乙事業所があります。事業年度末日現在の従業者の内訳は次のとおりです。課税の対象になりますか。

甲事業所従業者数 75人(役員以外で65才以上の従業者5人を含む。)

乙事業所従業者数 35人(役員以外の障がい者3人を含む。中途退職者2人は除く。)

この場合のB社の免税点判定は、次のとおりです。

甲事業所 75人 - 5人 = 70人

乙事業所 35人 - 3人 = 32人

合計 102人 > 100人(免税点)

以上のとおり、免税点(100人以下)を超えますので、従業者給与総額が課税の対象となります。なお、この場合の課税標準は免税点を超えた部分だけでなく、非課税となる従業者の給与総額を除いた従業者、それ以外の従業者(パートタイマーなどの非正規従業者)、及び当該事業期間内に退職した従業者等の全ての従業者の給与総額を申告します。

※この場合は、従業者102人と中途退職者2人に支払われた給与の合計額を申告します。

事例3 C株式会社（製造業） 事業所床面積 11,463.85 m² （内訳） 事務所 375.85 m²、社員食堂（福利厚生施設） 88.00 m²、工場 11,000.00 m²
従業員給与総額について 事業年度末日現在の従業員数 112 人、給与総額 341,600,000 円
（うち役員以外の 65 歳以上の従業員 2 人分に支払われた給与総額 6,102,500 円）

1 資産割

(1) 免税点の判定

免税点の判定においては、事業所床面積から非課税部分を除いた面積で判定します。

$$11,463.85 \text{ m}^2 - 88.00 \text{ m}^2 = 11,375.85 \text{ m}^2$$

（事業所床面積）－（非課税施設）＝（免税点判定の事業所床面積）

免税点（1,000 m²）を超えることとなるので、課税の対象となります。

(2) 課税標準となる事業所床面積

$$\text{課税標準床面積} = 11,463.85 \text{ m}^2 - 88.00 \text{ m}^2 = 11,375.85 \text{ m}^2$$

(3) 資産割額（税額計算）

$$11,375.85 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 6,825,510 \text{ 円}$$

2 従業員割

免税点の判定

(1) 役員以外の 65 歳以上の従業員については、従業員人数から除きます。

$$112 \text{ 人} - 2 \text{ 人} = 110 \text{ 人}$$

免税点（100 人以下）を超えることとなるので、課税の対象となります。

(2) 課税標準となる従業員給与総額（1,000 円未満切り捨て）

従業員給与総額は、役員以外の 65 歳以上の従業員に支払った給与総額を除きます。

$$341,600,000 \text{ 円} - 6,102,500 \text{ 円} = 335,497,500 \text{ 円} \rightarrow 335,497,000 \text{ 円}$$

(3) 従業員割（税額計算）

$$335,497,000 \text{ 円} \times 0.25 / 100 = 838,742 \text{ 円}$$

3 申告すべき税額（確定金額で 100 円未満切り捨て）

$$6,825,510 \text{ 円} + 838,742 \text{ 円} = 7,664,252 \text{ 円} \rightarrow 7,664,200 \text{ 円}$$

申告納付額 7,664,200 円

事例4 D株式会社（倉庫業）の事業所床面積 30,348.75 m²（内訳）事務所 273.75 m²、社員食堂（福利厚生施設）75 m²、倉庫及び作業所 30,000 m²（作業所 1,000 m²、営業用倉庫許可面積 29,000 m²）、
従業員給与総額について 事業年度末日現在の従業員数 32 人、給与総額 98,600,000 円
（うち役員以外の 65 歳以上の従業員 2 人に支払われた給与総額 6,102,500 円）

1 資産割

(1) 免税点の判定

免税点の判定においては、事業所床面積から非課税部分を除いた面積で判定します。

$$30,348.75 \text{ m}^2 - 75 \text{ m}^2 (\text{非課税施設}) = 30,273.75 \text{ m}^2$$

免税点（1,000 m²）を超えることとなるので、課税の対象となります。

(2) 課税標準（特例控除の計算）

$$29,000 \text{ m}^2 \times 3/4 = 21,750 \text{ m}^2$$

$$(\text{倉庫床面積}) \times (\text{特例控除割合}) = (\text{特例控除面積})$$

したがって、課税標準床面積は、

$$30,348.75 \text{ m}^2 - 75 \text{ m}^2 - 21,750 \text{ m}^2 = 8,523.75 \text{ m}^2$$

$$(\text{事業所床面積}) - (\text{非課税施設}) - (\text{特例控除面積}) = (\text{課税標準床面積})$$

(3) 資産割額（税額計算）

$$8,523.75 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 5,114,250 \text{ 円}$$

2 従業員割額

(1) 免税点の判定

役員以外の 65 歳以上の従業員については、従業員人数から除きます。

$$32 \text{ 人} - 2 \text{ 人} = 30 \text{ 人}$$

免税点（100 人以下）を超えていませんので課税にはなりません。

(2) 従業員割額 0 円

3 申告すべき税額（確定金額で 100 円未満切り捨て）

$$5,114,250 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 5,114,250 \text{ 円} \rightarrow 5,114,200 \text{ 円}$$

申告納付額 5,114,200 円

※減免については、19 ページを参考にしてください。

事例5 F社が貸しビルEに入居して事業を行う場合

貸しビルEの登記床面積 6,511.50 m²

専用部分の床面積（賃貸借契約面積）

事業所床面積について（右図参照）

F社	990.00 m ²	G社	1,440.50 m ²
H社	1,440.50 m ²	空室	1,440.50 m ²

従業者給与総額について

事業年度末日現在の従業者数 25人

事業年度内に従業者に支払われた給与総額

90,320,000 円

専用部分の床面積合計 5,311.50 m²

共用部分の床面積合計 1,200.00 m²

貸しビルEの床面積合計 6,511.50 m²

1 資産割

(1) 免税点の判定

F社の専用部分の床面積は 990.00 m²ですが、共用部分がある場合の事業所床面積の計算は、専用部分の床面積と共用部分の床面積との合計になります。共用部分の床面積の算出方法は次のようになります。

$$\begin{aligned} \text{F社の共用部分の床面積} &= \text{共用部分の床面積} \times \frac{\text{F社の専用部分の床面積}}{\text{貸しビルEの専用部分の床面積の合計}} \\ &= 1,200.00 \text{ m}^2 \times \frac{990.00 \text{ m}^2}{990.00 \text{ m}^2 + 1,440.50 \text{ m}^2 + 1,440.50 \text{ m}^2 + 1,440.50 \text{ m}^2} \end{aligned}$$

※空き室であっても専用部分に含めて計算します。

$$= 1,200.00 \text{ m}^2 \times 0.186388 = 223.66 \text{ m}^2 \text{（小数点第2位未満切り捨て）}$$

$$\text{F社の事業所床面積} = 990.00 \text{ m}^2 + 223.66 \text{ m}^2 = 1,213.66 \text{ m}^2$$

※免税点（1,000 m²）を超えるので、課税の対象となります。

(2) 資産割額（税額計算）

$$1,213.66 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 728,196 \text{ 円}$$

2 従業者割額

(1) 免税点の判定

従業者数 25人

※免税点（100人以下）を超えていませんので課税にはなりません。

(2) 従業者割額 0円

3 申告すべき税額（確定金額で100円未満切り捨て）

$$728,196 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 728,196 \text{ 円} \rightarrow 728,100 \text{ 円}$$

申告納付額 728,100 円

事例6 ホテル（特定防火対象物）の資産割の計算例

事業所床面積 3,300 m²（内訳）①客室部分面積 2,000 m²、②事務所 24 m²、
③フロント・ロビー 60 m²、④食堂（宿泊者用）・厨房 130 m²、⑤リネン室 24 m²、
⑥食品庫・倉庫 21 m²、⑦中央管理室 25 m²、⑧（⑦のうち火災報知設備）5 m²、
⑨非常用エレベーター 94 m²、⑩避難階段 140 m²、⑪廊下 600 m²、⑫消防・防災設備（消火栓等）160 m²、⑬休憩室 12 m²、⑭仮眠室 10 m²

ホテル・旅館等は、特定防火対象物（地方税法施行令第56条の43第1項）であり、消防用設備等、防災用設備等が設置された部分の面積に非課税が適用されます。また、課税標準の特例控除の適用もあります。

(1) 免税点の判定

免税点の判定は事業所床面積から非課税部分を除いた床面積で判定します。

ホテルの場合の非課税部分とは

- ・消防用設備等、防災施設等が床に設置された部分の床面積
- ・福利厚生施設（ホテル業の場合、仮眠室は業務上必要とされる施設であるため、事業用施設として課税となります。）

非課税施設

区 分	非 課 税 施 設	面 積	非課税割合	非課税面積
消防、防災	⑦中央管理室(⑧を除いた面積)	20 m ²	1/2	10 m ²
	⑧火災報知設備	5 m ²	全部	5 m ²
	⑨非常用エレベーター	94 m ²	全部	94 m ²
	⑩避難階段	140 m ²	全部	140 m ²
	⑪廊下	600 m ²	1/2	300 m ²
	⑫消防・防災設備(消火栓等)	160 m ²	全部	160 m ²
福 利 厚 生	⑬休憩室	12 m ²	全部	12 m ²

※ 非課税面積合計 721 m²

免税点判定 $3,300 \text{ m}^2 - 721 \text{ m}^2 = 2,579 \text{ m}^2$

免税点（1,000 m²）を超えるため、課税の対象となります。

(2) 課税標準

課税標準となる面積は、事業所床面積から非課税部分の床面積と特例対象施設の特例割合による床面積を差し引いた面積です。ホテルの特例対象施設は、客室、食堂、広間、ロビー、機械室等で専ら宿泊客の利用に供する施設です。

特 例 対 象 施 設	面 積	特例割合	特例対象床面積
①客室部分	2,000 m ²	1/2	1,000 m ²
③フロント・ロビー	60 m ²		30 m ²
④食堂（宿泊者用）・厨房	130 m ²		65 m ²
⑤リネン室	24 m ²		12 m ²

特例対象床面積合計 1,107 m²

課税標準となる床面積

$$3,300 \text{ m}^2 - 721 \text{ m}^2 - 1,107 \text{ m}^2 = 1,472 \text{ m}^2$$

$$(\text{総床面積}) - (\text{非課税床面積}) - (\text{控除対象床面積}) = (\text{課税標準床面積})$$

(3) 資産割額（税額計算）

$$1,472 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 883,200 \text{ 円}$$

$$(\text{課税標準床面積}) \times (\text{税率}) = (\text{資産割額})$$

資産割額 883,200 円

事例7

春日井総業(株)は、3月決算（事業期間1年）の法人で、令和〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までの事業年度において、使用している事業所用家屋の床面積及び事業年度中に支払われた給与総額等は、次のとおりとします。

○本 社(春日井ビル（特定防火対象物）に入居）

- | | |
|--|-------------------------|
| (1) 春日井ビル全体の床面積 | 7,273.43 m ² |
| (2) (1)のうち、入居事業所全体の専用床面積 | 4,464.04 m ² |
| (3) (2)のうち、春日井総業(株)の専用床面積 | 1,217.56 m ² |
| (4) (3)のうち、福利厚生施設にかかる非課税床面積 | 122.68 m ² |
| (5) (3)のうち、防災施設等にかかる非課税床面積 | 38.45 m ² |
| (6) 春日井総業(株)本社の専用床面積にかかる共用床面積 | 2,809.39 m ² |
| (7) (6)のうち、防災施設等にかかる非課税床面積 | 1,742.18 m ² |
| (8) 本社勤務従業者 88 人に支払われた給与総額 | 2 億 9,438 万 5,871 円 |
| (9) (8)のうち、福利厚生施設に勤務する従業者 2 人に支払われた給与等 | 439 万 7,889 円 |
| (10) (8)のうち、役員以外の年齢 65 歳以上の従業者 15 人に支払われた給与等 | 3,300 万 5,178 円 |
| (11) (8)のうち、年齢 55 歳以上 65 歳未満の雇用改善助成対象者 2 人に支払われた給与等 | 438 万 8,798 円 |
| (12) 春日井ビル内に愛知総業株式会社（特殊関係者）が入居
専用床面積 304.39 m ² 、共用床面積 72.76 m ² 、従業者数 25 人 | |

○高蔵寺営業所（勝川営業所へ移転するため、12月15日に廃止）

- | | |
|---|-----------------------|
| (13) 廃止の日現在の事業所床面積 | 849.41 m ² |
| (14) 4月1日から12月15日までの間に
高蔵寺営業所に勤務した従業者 20 人に支払われた給与総額 | 3,321 万 3,842 円 |

○勝川営業所（高蔵寺営業所から移転し、12月16日に新設）

- | | |
|---|-----------------------|
| (15) 事業年度末日現在の事業所床面積 | 948.36 m ² |
| (16) (15)のうち、福利厚生施設にかかる非課税床面積 | 58.77 m ² |
| (17) 12月16日から3月31日までの間に
勝川営業所に勤務した従業者 20 人に支払われた給与総額 | 1,123 万 3,841 円 |
| (18) (17)のうち、役員以外の年齢 65 歳以上の従業者 1 人に支払われた給与等 | 279 万 8,735 円 |

1 資産割

(1) 免税点判定

$$\begin{aligned}
 & \left[(3) \text{ 専用床面積} \right] \left[(6) \text{ 共用床面積} \right] \left[(7) \text{ 共用部分のうちの非課税床面積} \right] \left[(3) \text{ 春日井総業㈱の専用床面積} \right] \\
 \text{本 社} : & 1,217.56 \text{ m}^2 + (2,809.39 \text{ m}^2 - 1,742.18 \text{ m}^2) \times \frac{1,217.56 \text{ m}^2}{4,464.04 \text{ m}^2} \\
 & - (122.68 \text{ m}^2 + 38.45 \text{ m}^2) + (304.39 \text{ m}^2 + 72.76 \text{ m}^2) \left[(2) \text{ 専用床面積の合計} \right] \\
 & \left[(4)+(5) \text{ 非課税床面積} \right] \left[※みなし共同事業による(12) 愛知総業㈱の事業所床面積 \right] \\
 & = 1,217.56 \text{ m}^2 + 291.07 \text{ m}^2 - 161.13 \text{ m}^2 + 377.15 \text{ m}^2 = \underline{1,724.65 \text{ m}^2} \text{ ①}
 \end{aligned}$$

$$\text{勝川営業所} : 948.36 \text{ m}^2 - 58.77 \text{ m}^2 = \underline{889.59 \text{ m}^2} \text{ ②}$$

$$\text{免税点判定 (①+②)} = 2,614.24 \text{ m}^2$$

免税点 (1,000 m²) を超えるため、課税の対象となります。

※ 高蔵寺営業所は、課税標準の算定期間の末日現在に存在しないため、免税点判定の事業所床面積には含めません。

(2) 課税標準

$$\text{本 社} : 1,217.56 \text{ m}^2 + 291.07 \text{ m}^2 - 161.13 \text{ m}^2 = \underline{1,347.50 \text{ m}^2} \text{ ③}$$

$$\text{高蔵寺営業所} : 849.41 \text{ m}^2 \times \frac{9}{12} = 637.0575 \text{ m}^2 \rightarrow \underline{637.05 \text{ m}^2} \text{ ④}$$

※ 高蔵寺営業所は事業年度の途中で廃止されていますが、事業年度末日現在の免税点判定で1,000 m²を越えているため、月割り課税となります。

$$\text{勝川営業所} : (948.36 \text{ m}^2 - 58.77 \text{ m}^2) \times \frac{3}{12} = 222.3975 \text{ m}^2 \rightarrow \underline{222.39 \text{ m}^2} \text{ ⑤}$$

※ 勝川営業所は事業年度の途中で新設され、事業年度末日現在の免税点判定で1,000 m²を越えているため、月割り課税となります。

$$\text{課税標準床面積 (③+④+⑤)} = 2,206.94 \text{ m}^2$$

(3) 資産割額 (税額計算)

$$2,206.94 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = \underline{1,324,164 \text{ 円}} \text{ ⑥}$$

$$(\text{課税標準床面積}) \times (\text{税率}) = (\text{資産割額})$$

2 従業者割

(1) 免税点判定

$$\begin{array}{lcl}
 & \begin{array}{c} \left[(9) \text{ 非課税} \right] \\ \swarrow \end{array} & \begin{array}{c} \left[(10) \text{ 非課税} \right] \\ \swarrow \end{array} \\
 \text{本 社} & : & 88 \text{ 人} - 2 \text{ 人} - 15 \text{ 人} + 25 \text{ 人} = \underline{96 \text{ 人}} \text{ ⑦} \\
 & & \begin{array}{c} \left[(18) \text{ 非課税} \right] \\ \swarrow \end{array} & \begin{array}{c} \left[\begin{array}{l} \text{※みなし共同事業による} \\ (12) \text{ 愛知総業(株)の従業者数} \end{array} \right] \\ \swarrow \end{array} \\
 \text{勝川営業所} & : & 20 \text{ 人} - 1 \text{ 人} = \underline{19 \text{ 人}} \text{ ⑧} \\
 & & \text{⑦} + \text{⑧} = 115 \text{ 人}
 \end{array}$$

※免税点（100 人以下）を超えるため、課税の対象となります。

(2) 課税標準

$$\begin{array}{lcl}
 & \begin{array}{c} \left[(9) \text{ 非課税} \right] \\ \swarrow \end{array} & \begin{array}{c} \left[(10) \text{ 非課税} \right] \\ \swarrow \end{array} \\
 \text{本 社} & : & 294,385,871 \text{ 円} - 4,397,889 \text{ 円} - 33,005,178 \text{ 円} \\
 & & \left[(11) \text{ 雇用改善助成対象者給与総額} \times \text{控除割合} \right] \\
 & & \swarrow \\
 & & - \left(4,388,798 \text{ 円} \times \frac{1}{2} \right) = \underline{254,788,405 \text{ 円}} \text{ ⑨}
 \end{array}$$

$$\text{高蔵寺営業所} : \underline{33,213,842 \text{ 円}} \text{ ⑩}$$

$$\text{勝川営業所} : 11,233,841 \text{ 円} - 2,798,735 \text{ 円} = \underline{8,435,106 \text{ 円}} \text{ ⑪}$$

$$\text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} = 296,437,353 \text{ 円} \rightarrow 296,437,000 \text{ 円}$$

※課税標準となる従業者給与総額は、1,000 円未満切り捨て

(3) 従業者割額（税額計算）

$$\begin{array}{lcl}
 296,437,000 \text{ 円} \times \frac{0.25}{100} & = & 741,092.5 \text{ 円} \rightarrow \underline{741,092 \text{ 円}} \text{ ⑫} \\
 \left[\text{課税標準となる従業者給与総額} \times \text{税率} \right]
 \end{array}$$

3 申告すべき税額（確定金額で100 円未満切り捨て）

$$\text{⑥} 1,324,164 \text{ 円} + \text{⑫} 741,092 \text{ 円} = 2,065,256 \text{ 円} \rightarrow 2,065,200 \text{ 円}$$

申告納付額 2,065,200 円

VI 事業所税申告書等記入例

＊平成 27 年 10 月から法人番号の通知が始まり、平成 28 年 1 月からは税分野においても利用が開始されています。次の事業所税関係書類には法人番号の記載が必要ですので、ご確認の上、法人番号の記載をお願いします。なお、納付書への法人番号の記載は不要です。

- ・事業所税申告書 第 44 号様式 及び 別表 1 から別表 4
- ・事業所税減免申請書

P74 事業所税申告書 記入例（第 44 号様式）

P75 事業所税申告書 記入例（第 44 号様式） 免税点以下

P76 事業所等明細書 記入例（第 44 号様式別表 1）

P77 非課税明細書 記入例（第 44 号様式別表 2）

P78 課税標準の特例明細書 記入例（第 44 号様式別表 3）

P79 共用部分の計算書 記入例（第 44 号様式別表 4）

P80 従業者給与総額月別内訳明細表 記入例

P81 みなし共同事業にかかる明細書 記入例

P82 事業所税更正請求書 記入例

P83 休止施設届出書 記入例

P84 事業所税減免申請書 記入例

P85 事業所用家屋貸付申告書 記入例

P86 事業所等新設・廃止申告書 記入例

【第44号様式】 事業所税申告書 記入例 (免税点以下)

受付印		〇年 〇月 〇日		※ 処理事項		発行年月日		整理番号		事務所		区分		管理番号		申告区分	
(宛先) 春日井市長		シカガシカブキカイシャ		住所又は所在地		〒486-0000		(電話) 0568-00-0000		事業種目		御売業		千円		申告区分	
名称		株式会社		本店		〒		(電話)		事業種目		資本金の額又は出資金の額		5,000		千円	
個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 3 2 1		支店		〒		(電話)		事業種目		所轄税務署名		小牧 税務署		千円	
(フリガナ) 法人の代表者氏名		代表取締役 高蔵寺 太郎		地		〒		(電話)		事業種目		この申告に 応答する者 の氏名		(電話) 0568-00-0000		千円	
事業所		算定期間を通じて使用された事業所 床面積		①		818.30		m ²		従業者給与総額		⑫		1,150,000,000		円	
床面積		算定期間中途において新設又は 廃止された事業所床面積		②		520.45		m ²		非課税に係る従業者給与総額		⑬		35,000,000		円	
非課税に係る		①に係る非課税床面積		③		30.00		m ²		控除従業者給与総額		⑭				円	
事業所床面積		②に係る非課税床面積		④				m ²		課税標準となる従業者給与総額 (⑫-⑬-⑭)		⑮		,000		円	
●資産割		免税点のない申告 (事業所床面積800m ² 超か1,000m ² 以下) の場合は、⑤~⑩は記載しないでください。		⑤				m ²		従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$)		⑯				円	
●資産割		税額のない申告 (事業所床面積800m ² 超か1,000m ² 以下) の場合は、⑤~⑩は記載しないでください。		⑥				m ²		既に納付の確定した従業者割額		⑰				円	
●資産割		税額のない申告 (事業所床面積800m ² 超か1,000m ² 以下) の場合は、⑤~⑩は記載しないでください。		⑦				m ²		資産割額と従業者割額の合計額 (⑩+⑯)		⑱				円	
●資産割		税額のない申告 (事業所床面積800m ² 超か1,000m ² 以下) の場合は、⑤~⑩は記載しないでください。		⑧				m ²		既に納付の (⑪+⑰)		⑲				円	
●資産割		税額のない申告 (事業所床面積800m ² 超か1,000m ² 以下) の場合は、⑤~⑩は記載しないでください。		⑨				m ²		この申告に (⑱-⑲)		⑳				円	
●資産割		税額のない申告 (事業所床面積800m ² 超か1,000m ² 以下) の場合は、⑤~⑩は記載しないでください。		⑩				円		備考		㉑				円	
●資産割		税額のない申告 (事業所床面積800m ² 超か1,000m ² 以下) の場合は、⑤~⑩は記載しないでください。		⑪				円		関与税理士 氏名		㉒				円	

● 従業者割

税額のない申告 (従業者80人超から100人以下) の場合は、⑪~⑰は記載しないでください。別表1の事業所等明細書に明細を記載してください。この場合、従業者給与明細書の提出も必要になります。

※ 資産割が課税になる事業所において、従業者が80名以下の場合には⑫~⑰に記載する必要はありません。

【別表1】事業所等明細書

端数処理のしかた

床面積について
それぞれの記載欄ごとに1㎡の100分の1未満を切り捨て。
従業員給与総額について
それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨て

その所在地およびビル名を記載してください。

事業所等の名称は「本社」または「〇〇営業所」等と記載してください。

この申告の対象となった事業所用家屋を所有する方と使用する方が異なる場合のみ所有者の住所・氏名を記載してください。

算定期間末日または廃止の日現在に、事業所等の用に供する専用の部分の延べ面積を記載してください。

専用床面積に対応する共用部分の計算書(別表4)の⑥の共用床面積を記載してください。

「専用床面積」と「共用床面積」の合計を記載してください。

「明細区分」の欄は、次により記載してください。

1は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものの、2は事業所等が算定期間の中途において新設または廃止されたものをいいます。

計1または2のそれぞれの合計をいいます。

明細区分に従って、該当する項目に○印を付してください。

明細区分の2に該当する場合、月数は次により記載してください。

- (1) 算定期間の中途において新設された事業所等 ((3) を除きます) … 新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
- (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等 ((3) を除きます) … 算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
- (3) 算定期間の中途において新設され、かつ廃止された事業所等 … 新設の日の属する月の翌月から、当該廃止の日の属する月までの月数

算定期間中に支払われた給与等の総額を記載してください。

明細区分の2に該当する場合に、事業所等を使用した期間の年月日を記載してください。

課税標準の算定期間を記載してください。

この欄は記載しないでください。

事業所等明細書

[illegible]

算定期間末日または廃止の日現在における従業者数を記載してください。当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大のものの数値が、最小であるものの数値に上乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月末末日現在における従業者数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載してください。

【別表2】非課税明細書 記入例

端数処理のしかた
床面積について
それぞれの記載欄ごとに1㎡の100分の1
未満を切り捨て。
従業員給与総額について
それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨て。

非課税にかかる該当項目ごとにそれぞれ適用される法令条項等を記載してください。

算定期間末日または廃止の日現在における非課税にかかる床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
ただし、事業所等明細書(別表1)の共用床面積にかかる非課税面積は、共用部分の計算書(別表4)において記載し、この明細書には記載しないでください。

障がい者及び65歳以上の従業員(11ページ参照)について申告してください。

2以上の事業所等について、非課税の規定の適用がある場合は、この欄に合計を記載してください。なお、非課税明細書が2枚以上となる場合は、最終の非課税明細書のこの欄に合計を記載してください。

期末または廃止の日現在における非課税にかかる従業員数を該当項目ごとに記載してください。

課税標準の算定期間を記載してください。

この欄は記載しないでください。

算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税にかかる給与等の額を該当項目ごとに記載してください。

非課税明細書

算定期間	〇〇年4月1日から 〇〇年3月31日まで	※ 整理番号 処理事項 事業所区分 申告区分	管理番号
事業所等の名称	春日井支社	氏名又は 個人番号又は法人番号	〇〇株式会社

※ 事業所等の名称	春日井支社	事業所等の所在地	春日井市鳥居松町〇丁目〇番地
非課税の内訳	資産割	従業員割	非課税従業員給与総額 ㊦
法第701条の34 第3項 第26号 該当	非課税床面積 ㊦	人	円
	122.68	2	4,397,889
法第701条の34 第4項 第号 該当	38.45		
法第701条の34 第項 第号 該当			
障がい者・65歳以上の従業員		15	33,005,178
合計	161.13	17	37,403,067

※ 事業所等の名称	勝川店	事業所等の所在地	春日井市松新町〇丁目〇番地
非課税の内訳	資産割	従業員割	非課税従業員給与総額 ㊦
法第701条の34 第3項 第26号 該当	非課税床面積 ㊦	人	円
	58.77	1	
法第701条の34 第項 第号 該当			
法第701条の34 第項 第号 該当			
障がい者・65歳以上の従業員		1	2,798,735
合計	58.77	1	2,798,735
非課税事業所床面積等の合計	219.90	18	40,201,802

【別表3】課税標準の特例明細書記入例

課税標準の特例等にかかる該当項目ごとにそれぞれ適用される控除割合を記載してください。

算定期間末日または廃止の日現在における課税標準の特例等にかかる床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。

なお、2以上の特例の適用がある場合には、17ページの適用順位に従い、上位の規定の適用を受ける「控除事業所床面積④」を控除した後の床面積を記載してください。

課税標準の特例にかかる該当項目ごとにそれぞれ

18ページの休止施設に該当する場合は「休止施設」と記載してください。

国の雇用に関する助成に係る者(雇用改善助成対象者)に支払われる給与等については、その2分の1に相当する額は従業者給与総額には含まれません。

※雇用改善助成対象とは、次に掲げる者をいいます。

①高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進に関する助成(特定求職者雇
用開発助成金)に係る者のうち、当該助成金の
支給に係る雇入れの日において年齢55歳以上
65歳未満の者

者
②作業環境に適応させるための訓練を受けた者
のうち、公共職業安定所長の指示を受けた日に
③本外国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期
航空路事業等運輸者の雇入れの促進に関する助
成（就職促進給付金）に係る者のうち、雇入れの
日において年齢55歳以上65歳未満の者

端数処理のしかた

床面積について
それぞれの記載欄ごとに1㎡の100分の1未満を切り捨て。

従業者給与総額について
それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨て。

課税標準の算定期間を記載してください。

この欄は記載しないでください。

①に②の割合を乗じて得た控除従業者給与総額を記載し

課税標準の特列明細書

[illegible]

2以上の事業所等について、課税標準の特例等の規定の適用がある場合は、この欄に合計を記載してください。

【別表4】共用部分の計算書 記入例

共用床面積のうち、防災用設備等(39～40ページ参照)のうち1/2の非課税割合の対象となる設備の床面積に1/2を乗じて得た面積を記載してください。

共用床面積のうち、防災用設備等(39～40ページ参照)のうち全部が非課税となる設備の床面積を記載してください。

課税標準の算定期間を記載してください。

この欄は記載しないでください。

共用部分以外の部分(専用部分)で⑤の欄の共用部分に関連のある専用部分の延べ面積を記載してください。

①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書にかかる事業所部分の延べ面積(専用床面積)を記載してください。

④の欄の数値を記載してください。

④の床面積(非課税にかかる共用床面積)以外の共用部分の延べ面積を記載してください。

⑦、④および②の欄は、事業所用家屋が消防法上の特定防火対象物(36～38ページ参照)の場合に記載してください。

共用部分の床面積(共用床面積)のうち、消防用設備等(38～39ページ参照)にかかる床面積を記載してください。

共用床面積のうち、⑦、④および②以外の非課税にかかる共用床面積を記載してください。

端数処理のしかた
床面積について
それぞれの記載欄ごとに1㎡の100分の1未満を切り捨て。
従業員給与総額について
それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨て。

第四十四号様式別表第四

算定期間		※ 整理番号		事務所	区分	管理番号	申告区分
〇〇年 4月 1日から 〇〇年 3月 31日まで		処理事項		〇〇株式会社			
		氏名又は 個人番号又は 法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			
		事業所等		所在地		春日井市鳥居松町〇丁目〇番地	
※	事業所等の名称	春日井支社		事業所等		③ の 内 訳	
	専用部分の延べ面積	①	14,464.04	③ の 内 訳		⑦	
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	7,650.56	消防設備等に係る共用床面積		⑦ 530.42	
	非課税に係る共用床面積	③	1,742.18	全部が非課税となる共用床面積		④ 603.51	
	③以外の共用床面積	④	1,067.21	防災に関する設備等		⑦ (× $\frac{1}{2}$) 608.25	
	共用床面積の合計(③+④)	⑤	2,809.39	⑦以外の非課税に係る共用床面積		④	
	事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$)	⑥	564.48	合 計 (⑦ ～ ④)		④ 1,742.18	

※	事業所等の名称	事業所等の所在地
	専用部分の延べ面積	① 〇〇 ③ の 内 訳 ⑦
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	消防設備等に係る共用床面積 ⑦
	非課税に係る共用床面積	全部が非課税となる共用床面積 ④
	③以外の共用床面積	防災に関する設備等 ⑦ (× $\frac{1}{2}$)
	共用床面積の合計(③+④)	⑦以外の非課税に係る共用床面積 ④
	事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$)	合 計 (⑦ ～ ④) ④

従業員給与総額月別内訳明細表 記入例

事業所等明細書(別表1)の④従業員給与総額の月別内訳を記載してください。

非課税明細書(別表2)の障がい者・65歳以上の従業員給与総額の月別内訳を記載してください。

課税標準の特例明細書(別表3)の雇用改善助成対象者の④控除従業員給与総額の月別内訳を記載してください。

既に支払いの義務が発生し、未払金として損金経理されている給与等は、その課税標準の算定期間中における従業員給与総額に含まれますので、ここに記載してください。

非課税明細書(別表2)の非課税対象施設にかかる従業員給与総額を記載してください。

課税標準の特例明細書(別表3)の控除従業員給与総額の月別内訳を記載してください。

事業所税申告書(第44号様式)の「従業員給与総額⑫」の欄と金額が一致するようにしてください。

②と④の合計が事業所税申告書(第44号様式)の「非課税に係る従業員給与総額⑬」の欄と金額が一致するようにしてください。

③と⑤の合計が事業所税申告書(第44号様式)の「控除従業員給与総額⑭」の欄と金額が一致するようにしてください。

事業所税申告書(第44号様式)の「課税標準となる従業員給与総額⑮」の欄と1,000円未満の端数を切り捨てた金額が一致するようにしてください。

区分	従業員給与総額①	障害者及び65歳以上の者の給与等②※	雇用改善助成対象者の給与等×1/2③	非課税対象施設に係る従業員給与総額④	課税標準の特例控除従業員給与総額⑤	差異課税標準となる従業員給与総額①-②-③-④-⑤⑥
年月	人	人	人	人	人	人
〇〇 4	128	15		2		111
〇〇 5	127	15		2		110
〇〇 6						
〇〇 7						
〇〇 8						
〇〇 9						
〇〇 10						
〇〇 11						
〇〇 12						
〇〇 1						
〇〇 2						
〇〇 3	128	16		2		110
6 月賞与	127	15		2		110
12 月賞与	128	16		2		110
未払金						
計						

例のため、中途を省略

296,437,353

みなし共同事業にかかる明細書 記入例

みなし共同事業にかかる各共同事業者の事業所床面積および従業員数を記載してください。

特殊関係者を有する方にかかる課税標準の算定期間を記載してください。

この明細書に記載した③の数値の合計を記載してください。

この明細書に記載した⑥の数値の合計を記載してください。

この明細書に記載した⑧の数値の合計を記載してください。

氏名又は名称		〇〇商事株式会社		算定期間		〇〇年 4 月 1 日から 〇〇年 3 月 31 日まで	
みなし共同事業に係る事業所等の所在地及び事業所床面積等		所在地 鳥居松町5丁目44番地 ビル名 春日井ビル		事業所床面積		従業員数	
				㎡		人	
				1,885.78		103	

区分	事業所床面積 (資産割)	従業員数 (従業員割)	④ 及び ⑦ の内 訳	事業所床面積	従業員数
所在地 (住所) 鳥居松町5丁目44番地 春日井ビル 名称 (氏名) 〇〇商事株式会社	事業所床面積 ① 専用床面積 304.39 ② 共用床面積 72.76 ③ 事業所床面積 (①+②) 377.15	従業員数 ⑥ 従業員数 15 ⑦ 非課税従業員数 0 ⑧ 従業員数 15	非課税の内訳 法701条の34 第3項第26号該当 15 法701条の34 第4項第34号該当 0 法701条の34 第7項第34号該当 0 合計 15	事業所床面積 法701条の34 第1項第34号該当 122.68 法701条の34 第2項第34号該当 38.45 合計 161.13	従業員数 法701条の34 第1項第34号該当 2 法701条の34 第2項第34号該当 0 合計 2
所在地 (住所) 鳥居松町5丁目44番地 春日井ビル 名称 (氏名) 〇〇株式会社	事業所床面積 ① 専用床面積 1,217.56 ② 共用床面積 291.07 ③ 事業所床面積 (①+②) 1,508.63	従業員数 ⑥ 従業員数 88 ⑦ 非課税従業員数 17 ⑧ 従業員数 71	非課税の内訳 法701条の34 第1項第34号該当 88 法701条の34 第2項第34号該当 17 合計 105	事業所床面積 法701条の34 第1項第34号該当 122.68 法701条の34 第2項第34号該当 38.45 合計 161.13	従業員数 法701条の34 第1項第34号該当 2 法701条の34 第2項第34号該当 0 合計 2
所在地 (住所) 鳥居松町5丁目44番地 春日井ビル 名称 (氏名) 〇〇株式会社	事業所床面積 ① 専用床面積 1,217.56 ② 共用床面積 291.07 ③ 事業所床面積 (①+②) 1,508.63	従業員数 ⑥ 従業員数 88 ⑦ 非課税従業員数 17 ⑧ 従業員数 71	非課税の内訳 法701条の34 第1項第34号該当 88 法701条の34 第2項第34号該当 17 合計 105	事業所床面積 法701条の34 第1項第34号該当 122.68 法701条の34 第2項第34号該当 38.45 合計 161.13	従業員数 法701条の34 第1項第34号該当 2 法701条の34 第2項第34号該当 0 合計 2
事業所床面積合計 (⑤の合計)	1,724.65	従業員数合計 (⑧の合計)	86		

この欄は、市内における主たる事業所等の所在地を記載してください。

この欄は、21ページにある特殊関係者の内記表の該当する番号を記載してください。

非課税にかかる該当項目ごとに、それぞれ適用される条項等を記載してください。

この明細書に記載した⑧の数値の合計を記載してください。

この明細書に記載した⑤の数値の合計を記載してください。

事業所税更正請求書 記入例

更正請求前(A)の欄には、最初に提出した事業所税の申告書(第44号様式)の該当する欄の数値を記載してください。

更正請求後(B)の欄には、正しい申告内容の数値を記載してください。

「差引(B)-(A)」の欄には、差引後の数値を記載してください。(マイナスになる場合は「△」又は「-」をつけてください。)

1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。

100円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。

請求理由は、具体的に記載してください。

事業所税更正請求書

(宛先) 春日井市長〇 年 〇 月 〇 日

請求者	住所 (所在地)	〒 486-〇〇〇〇 春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地	(フリガナ) 法人の 代表者氏名	マルマル イチロウ 代表取締役 〇〇 一郎	
	(フリガナ) 氏 名 (名 称)	マルマルフドウサンカブシキガイシャ 〇〇不動産株式会社	この請求に 応答する者	係名 経 理 係 氏 名 □□ 花子 電話 〇 5 6 8 - 〇〇 - 〇〇〇〇	

地方税法第20条の9の3の規定に基づき下記のとおり事業所税の更正の請求をします。

事業年度又は課税期間			〇〇 年 4 月 1 日から 〇〇 年 3 月 31 日まで		
			更正請求前 (A)	更正請求後 (B)	差引 (B) - (A)
事業所税に 係る 事業 所 税	事業所 床面積	算定期間を通じて使用され た事業所床面積 ①	m ² 1,508.63	m ² 1,508.63	m ²
		算定期間の中に新設又は 廃止された事業所床面積 ②	1,797.77	1,797.77	
	非課税に 係る事業所 床面積	①に係る非課税床面積 ③	161.13	181.13	20.00
		②に係る非課税床面積 ④	58.77	58.77	
	控除事業所 床面積	①に係る控除床面積 ⑤			
		②に係る控除床面積 ⑥			
	課税標準と なる事業所 床面積	①に係る課税標準となる床 面積 (①-③-⑤) ⑦	1,347.50	1,327.50	
		②に係る課税標準となる床 面積 ⑧	859.44	859.44	
		課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨	2,206.94	2,186.94	△ 20
	資産割額 (⑨×600円) ⑩		円 1,324,164	円 1,312,164	円 △ 12,000
	従業者 割	従業者給与総額 ⑪	338,833,554	338,833,554	
		非課税に係る従業者給与総額 ⑫	40,201,802	41,701,802	1,500,000
		控除従業者給与総額 ⑬	2,194,399	2,194,399	
		課税標準となる従業者給与総額 (⑪-⑫-⑬) ⑭	296,437,000	294,937,000	△ 1,500,000
		従業者割額 (⑭×0.25/100) ⑮	741,092	737,342	△ 3,750
	この請求書により請求すべき事業所税額 (⑩+⑮) ⑯		2,065,200	2,049,500	△ 15,700
請求理由 非課税に係る床面積、従業者給与総額を変更したため。			振込先 〇〇 銀行・金庫 農協・組合	△△ 本店 支店	
			口座名義人 〇〇不動産株式会社		
			普通・当座	No. 1 2 3 4 5 6 7	

還付金の振込先は必ず記載してください。

82

休止施設届出書 記入例

※「休止施設」として届出できるのは、算定期間末日より6月以上前から、事業活動を継続している施設から明確に区画されて閉鎖された状態(P18.55.56参照)であることが必要です。また、用途を変更した場合は休止として取り扱うことはできません。(例:工場から倉庫に変更したなど)

(事業所税用)

休止施設届出書

○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 春日井市長

申 告 者	氏名又は名称	〇〇株式会社
	法人の代表者氏名	代表取締役 春日井 太郎
	住所又は所在地	〒460-0000 名古屋市中区栄●丁目●番●号 TEL 052-000-0000
	この届出に应答する 担当者の氏名	総務課経理係 高蔵寺 花子 TEL 0568-00-0000

以下のとおり、休止施設の状況について届け出ます。

事業所の名称	春日井支社		
所在地	〒486-0000 春日井市鳥居松町○丁目○番地		
家屋の延べ床面積	8,215.04 m ²	→ 休止施設の面積	150.00 m ²
休止の理由及び施設の状況(できるだけ具体的にご記入ください。)			
業務縮小に伴い、〇〇年6月30日に倉庫部分の一部の使用を停止しました。それ以降、使用していない倉庫の一部を床に固定したパーテーションで囲い、閉鎖しています。			

〔 休止する施設の名称(〇〇工場など)、所在地を記載してください。 〕

〔 休止する施設の事業所床面積および休止部分の該当面積を記載してください。 〕

〔 休止施設となった年月日、休止の理由および施設の状況をできるだけ具体的に記載してください。 〕

事業所税減免申請書 記入例

事業所税申告書(第44号様式)の「従業者割額⑩」の欄の数値を記載してください。

法人の場合は事業年度、個人の場合は個人にかかる課税期間を記入してください。

事業所税申告書(第44号様式)の「資産割額⑪」の欄の数値を記載してください。

事業所税申告書(第44号様式)の「資産割額と従業者割額の合計額⑫」の欄の数値を記載してください。

この減免申請の対象となる事業所等の所在地を記載してください。

この減免申請の対象となる床面積を記載してください。
※減免対象となる事業所等が新設・廃止された場合には、月割計算後の床面積を記載してください。
※災害減免の場合、床面積は月割計算せず記載してください。

この減免申請の対象となる従業者給与の総額を記載してください。

減免を受けようとする理由(49～51ページ参照)をなるべく詳しく記載してください。

事業所税減免申請書									
〇 年 〇 月 〇 日									
(宛先) 春日井市長									
申請者 (納税義務者)	所在地 (住(居)所)	本 店	〒 460 - 〇〇〇〇 名古屋市中区栄●丁目●番●号 電話番号 052 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇						
		支 店	〒 486 - 〇〇〇〇 春日井市鳥居松町〇丁目〇番地 電話番号 0568 - 〇〇 - 〇〇〇〇						
	氏名又は名称		〇〇株式会社						
	法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3						
事業所税の減免を受けたいので、春日井市市税条例第140条の規定に基づき次のとおり申請します。									
事業年度又は課税期間①			〇〇 年 4 月 1 日 から 〇〇 年 3 月 31 日 まで						
事業所税額	資産割額(円)②		2,315,010			従業者割額(円)③		741,092	
	合 計(円)④		3,056,100						
減免申請対象となる事業所等の所在地⑤			減免申請対象となる事業所床面積(m ²)⑥			減免申請対象となる従業者給与総額(円)⑦			
春日井市鳥居松町〇丁目〇番地			1,625.00			179,637,425			
合 計			1,625.00			179,637,425			
減免を受けようとする事由⑧		規則第12条第16項 倉庫業法に規定する倉庫業者の営業用倉庫							
添付書類⑨		☒ 減免を受けようとする事由に該当する事実を証明する書類 倉庫業登録通知書							
		☐ その他							
この申請に 応答する者		住所 名古屋市中区栄●丁目●番●号 氏名 総務課経理係 高蔵寺 花子 電話番号 (052) 〇〇〇-〇〇〇〇							
(注) 該当する□にレ印をつけてください。									

減免を受けようとする理由(49～51ページ参照)をなるべく詳しく記載してください。

減免理由を証明する書類を併せて提出してください。

事業所用家屋貸付申告書 記入例

貸付けの対象となる家屋の所在地、建物の名称、全体の延べ床面積、貸付対象の床面積を記載してください。

専用部分の延べ床面積を記載してください。空室の場合も記載してください。

共用部分の床面積を計算して記載してください。手引き7、8ページを参照してください。

異動年月日とその理由を記載してください。

使用する方がいない部分がある場合には、空室と記載してください。

事業所用家屋貸付申告書

(宛先) 春日井市長〇年〇月〇日

建物の所有者

住所又は所在地 〒 486-〇〇〇〇
春日井市鳥居松町5丁目44番地

氏名又は名称
〇〇不動産株式会社

代表者氏名
〇〇 一郎

この申告に応答する者
氏名 〇〇 太郎

電話 (0568)
〇〇 - 〇〇〇〇

地方税法第701条の52第2項及び春日井市税条例第138条第2項の規定に基づき次のとおり申告します。

貸付の対象となる家屋の所在地		貸付の対象となる建物の名称		
春日井市中央通●丁目●番地		〇×□ビル		
家屋全体の面積	m ² 2,500.00	この貸付申告の対象となる事業所部分の床面積	m ² 2,500.00	
使用-者 (借 受 人)		使用床面積		異 動 年 月 日 及 び 内 容
氏 名 又 は 名 称	使用者の住所又は本店の所在地	専用部分	共用部分	
株式会社A商事	小牧市×〇町1丁目1番地	m ² 600.00	m ² 25.00	〇〇年 3 月 20 日 ☒ 開始 ☐ 変更 ☐ 解除
	電話 0568-××-〇〇〇〇			
B観光株式会社	名古屋市△区□町1丁目1番1号	m ² 1,200.00	m ² 50.00	〇〇年 3 月 20 日 ☒ 開始 ☐ 変更 ☐ 解除
	電話 052-△□-〇〇〇〇			
空室		m ² 600.00	m ² 25.00	年 月 日 ☐ 開始 ☐ 変更 ☐ 解除
	電話			
		m ²	m ²	年 月 日 ☐ 開始 ☐ 変更 ☐ 解除
	電話			
		m ²	m ²	年 月 日 ☐ 開始 ☐ 変更 ☐ 解除
	電話			
		m ²	m ²	年 月 日 ☐ 開始 ☐ 変更 ☐ 解除
	電話			
合 計		m ² 2,400.00	m ² 100.00	

事業所等新設・廃止申告書 記入例

※事業所税の申告義務のある事業者が事業所等を新設、廃止した場合に、この「事業所等新設・廃止申告書」で当該事由が生じた日から60日以内に申告してください。申告が必要な場合とは以下のとおりです。

- ア すでに市内の事業所等の床面積の合計が800㎡を超えている事業者が新設、廃止した場合
- イ すでに市内の事業所等の従業者数の合計が80人を超えている事業者が新設、廃止した場合
- ウ 新設、その他の事由により、市内の事業所等の床面積の合計が800㎡を超えた場合
- エ 新設、その他の事由により、市内の事業所等の従業者数の合計が80人を超えた場合
- オ 廃止、その他の事由により、市内の事業所等の床面積の合計が800㎡以下となった場合
- カ 廃止、その他の事由により、市内の事業所等の従業者数の合計が80人以下となった場合

事業所等新設・廃止申告書					
					○ 年 ○ 月 ○ 日
(宛先) 春日井市長				事業種目	食料品販売業・倉庫業
申 告 者	住所又は所在地	〒 460-0000 名古屋市中区栄●丁目●番●号		資本金の金額 又は出資金額	10,000,000 円
	(ふりがな) 氏名又は 名称	まるまるかぶしがいいしゃ ○○株式会社		この申告書に 応答する者	係 名 総務課経理係
	(ふりがな) 法人の 代表者氏名	かすがい たろう 代表取締役 春日井 太郎			電 話 052-0000-0000
					氏 名 高蔵寺 花子
新 設 次の事業所等を した ので、地方税法第701条の52第1項及び春日井市税条例 廃 止					
第138条第1項の規定により申告します。					
事業所等の所在地	春日井市松新町○丁目○番地		事業年度又は 課税期間	○○年4月1日から ○○年3月31日まで	
名 称	勝川店		新 設 又 は 廃 止 年 月 日	○○年12月16日	
延床面積	948.36 ㎡		従 業 者 数	40 人	
----->自己所有の場合の建築年月日				○○年12月1日	
他者所有の場合	所有者の住所又は所在地		所有者の氏名又は名称		
(参考事項)	所 在 地		名 称		延床面積等
市内に 所在する 他の 事業所等	春日井市 鳥居松町○丁目○番地		春日井支社		8,215.04 ㎡
	春日井市				
	春日井市				
	春日井市				
	春日井市				
複数の事業所等を新設、廃止した場合は、それぞれの事業所等で新設・廃止申告書を作成してください。					
備 考					

Ⅶ 特に誤りやすい点 まとめ

・ 休止施設の取扱い

→ 休止施設として認めるためには、算定期間末日より 6 月以上前から事業活動を継続している施設から明確に区画されて閉鎖された状態であることを現地調査で確認する必要があります。そのため、次回申告時に休止施設として申告したい場合は、算定期間末日より 6 月前までに「休止施設届出書」を提出し、現地調査を受ける必要があります。

また、過年度に遡って休止施設を申告することはできません。

・ 免税点の判定

→ 非課税部分を除いた床面積と従業員数の算定期間末日の現況により判定します。したがって、算定期間の中途において増減があったとしても免税点判定においては月割計算を行いません。

・ 新設、廃止の取扱い

→ 資産割の計算において、同一敷地内の事業所床面積の拡張・縮小は月割計算を行わず、算定期間末日における事業所床面積が課税標準となります。市内の別敷地で事業所を新設・廃止する場合は当該新設・廃止された事業所が月割計算となります。＜P 9 参照＞

・ 減免の申請

→ 減免を受けたい場合は申告納付期限までに「事業所税減免申請書」を提出してください。提出期限を過ぎた後の減免申請は受け付けることができません。

・ 添付がもれやすい提出書類

- 1 前事業年度の床面積に変更があれば申請箇所の平面図の提出が必要です。
- 2 「休止施設届出書」は前事業年度に認められた休止施設の申告内容と変更が無い場合でも毎回提出が必要です。
- 3 市内において事業所を新設または廃止した場合は、当該新設または廃止の日から 60 日以内に「事業所等新設・廃止申告書」の提出が必要です。
- 4 事業所用家屋の全部または一部を他の事業を行う者に貸付けを行った日もしくは既に申告した事項に異動が生じた日から 60 日以内に「事業所用家屋貸付申告書」の提出が必要です。

この申告の手引の中の根拠法令・参照条文等は、次のとおり略号で表記しています。

1 法令

地方税法	法
地方税法施行令	令
地方税法施行規則	規
地方税法附則	法附
地方税法施行令附則	令附
地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）	通知（市）
春日井市市税条例	条
春日井市市税の減免に関する規則	減規

2 条文の表示

(1) 条、項、号は算用数字で示しています。

(2) 項は算用数字を○で囲み、号は（ ）でくくって表記しています。

また、取扱通知は特に表示がない限り、市町村税関係第9章目的税の「三 事業所税に関する事項」の内容を示しています。

(例) 地方税法第701条の31第1項第3号 法701の31①(3)
取扱通知第9章三 事業所税に関する事項(4)(ア) 通知(市)(4)(ア)

事業所税についてのお問い合わせ先

春日井市 市民生活部 市民税課（市役所2階）

T E L : 0568-85-6091

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

E-mail : shiminze@city.kasugai.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.kasugai.lg.jp/>